

1. 議事日程

〔令和7年第2回安芸高田市議会6月定例会第4日目〕

令和7年6月13日
午前10時開議
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第48号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）
日程第3 議案第49号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第4 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益田 一磨	2番	佐々木 智之
3番	熊高 慎二	4番	浅枝 久美子
5番	小松 かすみ	6番	南澤 克彦
7番	山本 数博	8番	新田 和明
9番	山根 温子	10番	児玉 史則
11番	大下 正幸	12番	熊高 昌三
13番	穴戸 邦夫	14番	金行 哲昭
15番	秋田 雅朝	16番	石飛 慶久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3番	熊高 慎二	4番	浅枝 久美子
----	-------	----	--------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市長	藤本 悦志	副市長	杉安 明彦
教育長	猪掛 公詩	危機管理監	神田 正広
総務部長	新谷 洋子	総務部政策統括監	佐々木 満朗
企画部長	高下 正晴	市民部長	内藤 道也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井上 和志	産業部長	小櫻 静樹
建設部長	佐々木 宏	消防長	吉川 真治
教育次長	柳川 知昭	総務課長	玉井 郁生
財政課長	沖田 伸二	政策企画課長	黒田 貢一

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（5名）

事務局	長	高藤	誠	事務局	次長	國岡	浩祐
総務	係長	日野	貴恵	主	事	實	村峻
主	事	波多野	奈美				



午前10時00分 開議

- 石 飛 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、3番 熊高議員、及び4番 浅枝議員を指名いたします。



日程第2 議案第48号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

日程第3 議案第49号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）

- 石 飛 議 長 日程第2、議案第48号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件、及び日程第3、議案第49号「令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

児玉予算決算常任委員長。

- 児玉予算決算常任委員長

おはようございます。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

6月10日付けで本委員会に付託のありました議案第48号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」及び議案第49号「令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の審査結果について報告をいたします。

付託された議案について、6月11日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第48号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億5,668万6,000円を増額し、予算の総額を199億5,468万6,000円とするものです。

補正の主な内容は3点です。

1点目は、通常分として、新型コロナウイルスワクチン接種委託料や認定こども園の調査業務委託料、地方創生交付金などを計上。

2点目は、災害関連として、昨年11月の大雨による農地災害と農業用施設災害の復旧工事請負費などの計上。

3点目は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連として、住宅用防犯機器設置補助金や定額減税補足給付金の不足額給付の計上でした。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は次のとおりです。

危機管理監の審査においては、委員より、住宅用防犯機器設置補助金について、三つの防犯機器が補助対象だが、他の市町のように種類を増やす考えはあるのかとの質疑があり、執行部より、他の市町の補助制度では、センサーライトや防犯ガラスなども含まれているが、当市では、市民に分かりやすくスピード感を持って事業を進めていきたいとの考えから、防犯効果が高く、犯罪防止につながりやすい機器に絞っているとの答弁がありました。

福祉保健部の審査においては、委員より、新型コロナウイルスワクチン接種委託料について、接種料の補助を7割とした根拠を伺うとの質疑があり、執行部より、今年度から国の補助がなくなったが、他市町の状況も調査し、市が主体となって高齢者や一定の障害を持つ方にできるだけ多く接種してもらいたいとの考えから、激変緩和として、医療保険の負担と同等にすることが適当であると判断をしたとの答弁がありました。

また委員より、財源を財政調整基金としているが、その辺りを長期的に見てこの事業を続けていくのか、毎年実施を検討していくのかとの質疑があり、執行部より、来年度以降、実績を見て、個人負担額、予算規模等を検討していきたいとの答弁がありました。

また委員より、公立保育所管理運営費の調査業務委託料について、詳細を伺うとの質疑があり、執行部より、認定こども園の造成設計で、設計の中身は、測量、地質調査、設計の三つである、測量では、中心線測量と縦横断測量、地質調査は、ボーリング調査で3か所程度のサンプリングデータを取る予定である。設計は、構造物や外壁、造成の設計が主なものである。今後は運営事業者とも協議を重ねて事業を進めていく予定であるとの答弁がありました。

産業部の審査においては、委員より、企業立地推進事業費の新地方創生交付金について伺うとの質疑があり、執行部より、この交付金は、新たなアイデアや技術を引き込み、次の時代をつくる担い手を育てることを目的としており、地域課題の解消のイベントを実施し、地域に反映することにより既存産業や地域経済の持続可能性の向上を目指すものである。具体的には、実行委員会を組織し、県内外の高校生や大学生の参画の下、商工会、工業会と連携して地域課題の解決に向けたイベントを行っていきたいとの答弁がありました。

討論において、委員より、新型コロナウイルスワクチン接種委託料の増額に関して、財政が圧迫している中、財政調整基金を崩しての予算計上で、今後、見直しをしていく必要があるが、答弁の中で、激変緩和や真に必要な方へ接種を推奨するという意見もあった、今年度の状況を見て来年度以降の見直しが議論されるという判断の下で賛成をしたとの賛成討論がありました。

そのほか、国民健康保険特別会計の歳入・歳出について審査した結果、

補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第48号と議案第49号の2議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより、本案2件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより、日程第2、議案第48号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件、及び日程第3、議案第49号「令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件の2件を一括して、起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 一般質問

○石 飛 議 長 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は持ち時間に含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、次の質問に移りますなどの発言をし、明確に分かるようにお願いします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番 新田議員。

○新 田 議 員 8番、新田和明でございます。

改めまして、おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、最初の質問に入ります。

街灯及び防犯灯等の設置について伺います。

自宅付近の街灯は、また屋外灯は、防犯対策や夜間の事故防止を目的として、住宅街や道路交差点、また橋梁など、地域の危険箇所や公共的なところへ設置をされております。

本市では、防犯灯設置事業補助金要綱により、地域振興会をはじめ、自治会、常会、防犯灯維持管理組合、また2戸以上の世帯で構成する地域組織が補助金の交付申請を行い、交付決定がなされた場合に設置や移転を行っている状況でございます。

防犯灯の維持管理は地域が行っていますが、人口減少等により、電気代の負担や修繕対応など、維持管理が困難になっている地域が年々増えております。

今後の市の対応について伺います。

まず最初に、振興会や自治会等の組織に属していない場合において、防犯上危険とみなす場合については、市独自で設置する考えの有無について伺います。

○石 飛 議 長      ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長      おはようございます。

新田議員の御質問にお答えいたします。

振興会や自治会等に所属されていない場合は、地域住民2戸以上で例えば防犯灯維持管理組合を組織されて、当該補助金制度を活用いただくことができます。

現在、地元管理の防犯灯は、安芸高田市市内において、およそ3,500基あると見込まれておりますが、補助金制度を利用して地域住民自らが設置されたことで、これらの整備ができていると考えております。市が直接設置するとした場合、市の財政負担が大きくなり、設置、維持管理ができる防犯灯は大きく減ることが予想されます。よって、現時点で、市が独自に設置するというところまでは至っておりませんが、今後の状況で、また考えていきたいとは思っております。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員      なかなかちょっと厳しいということで受け止めました。私がこの質問をした背景も含めて、若干ちょっとお話しさせてください。

ほかの自治体の一部では、地域住民の声を基に、夜間通行の安全や犯罪の抑制を図るため、安心安全なまちづくりの観点から設置していると、そういった自治体も実はありました。

本市においては、先ほど市長がおっしゃったとおりで、財政上、もう本当に厳しいと、整合性が取れないということも私も理解をさせていただきます。

しかしながら、例えば本市在住で、振興会、また自治会等に入らない、もしくは入りたくない方、そういった方々を、じゃあ、この防犯灯をつけてほしいとおっしゃったときに、一体誰がつなぎ合わせることができるのかといったところで、ちょっと疑問に思っております。

そのときには、どうか行政が介入していただいて、地域のコミュニティ団体と、どうか交渉など、課題に向けて前進させるような取組、そういったことを、市長、お考えではないか、ちょっと伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、それでは、お答えいたします。  
今の要綱がですね、いろんな経過をたどって制定されて、運用されているように認識をしております。

ただ、先ほど言われたような、自治会、振興会に属さない方も多く発生してきているとかいうのは、現状としては把握をしておりますんで、これは、未来でもこれをしませんというのではなくて、こういった需要とか状況をしっかりと見ながら、必要であれば、また後に検討していきたいとは思いますが、現時点では、しばらく様子を見たいなという思いでいます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 今後、様子を見ながらということで、今、市長、答弁だったと思います。

それではですね、例えば一部地域で、高齢化に伴い、もう防犯灯の電気代の支払いが困難だというような地域も出始めております、こういった事案のとき、市として、どのように対応を、今後、されていくのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 支払いが困難になった集落、現時点では支払いができるけども、構成人数が少なくなったりしながら、極端な話、個人で払わないといけない状況に追い込まれることも想像されますんで、そういったときは、現時点で、それを、じゃあ、すぐフォローしますというところは言えませんけども、その状況をしっかりと見ながら、個別対応も、必要であれば、していく必要があるのかなとは思っております。ぐらいが現時点で言える状況です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 それでは、次の質問に入ります。

(2)防犯灯機器等が経年劣化のために取り換える助成制度はありますが、撤去する場合の費用等の助成について、市長の考え、このやるかやらない、有無について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

- 藤本市長 はい、質問にお答えいたします。  
当補助金の対象事業は、おっしゃるとおり、防犯灯の新設、そして移設、専用柱の取換えのみで、修繕や器具の取換え、電気料金など、維持管理は対象となっておりません。  
このことは、補助金交付の際に、御理解をいただいて、交付決定を受けた団体様には、自ら維持管理をされていると認識をしております。地域で維持管理されることを前提とした補助金で交付しておりますので、現時点では、撤去について、補助金の対象には難しいかなと考えております。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 安芸高田市が合併して、もう20年が経過して、恐らく旧町時代に付けられた、経年劣化でかなり危険なところもあるのではないかなということも伺っております。その辺も、やっぱり今、さっき市長がおっしゃった、これは、あくまでも受益者が負担してくださいということで、それ、変わらないかどうかだけ、ここ、最後1点聞きます。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 合併当時からで、相当数年数がたっているんで、経年劣化というのは十分あると思います、柱が木柱なのか鉄柱かによっても変わってくると思うんですけども。そういったことも、やはりどうしても危険というのがあれば、やっぱり対応しなくてはいけないことも出てくるんだろうとは思いますが、一応、一律にそれに対応するということまで、今、至ってませんけども、今後、支所もありますんで、その辺で、状況を、もしそういうのがあればですね、見ながら対応をしていくことも必要なかなとは、いう思いはあります。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 次の質問に入ります。  
2番ですね、医療的ケアを必要とする子どもの対応について。  
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年9月18日に施行されました。  
医療的ケア児及びその家族が、居住する地域にかかわらず、ひとしく適切な支援を受けられるようにするというのがこの法律が作られた経緯でございます。医療的ケアが必要な子どもに対し、国、または自治体の責務だということが明記されたというのが特徴ということも聞いております。  
2021年12月の一般質問で一部お尋ねしたところ、ケアが必要な子ども

が小学校に2名在籍しているので、看護師2名を配置しているとの答弁がありました。

その後の支援体制と今後の対応の方向性について市長に伺います。

(1)保育施設や小中学校等に、保護者の付添いがなく、対応されている状況について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。

医療的ケアが必要な児童は、現在、小学校に1名在籍をされております。現在、看護師2名を市の会計年度職員として採用し、配置をしているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。

医療的ケア児支援法には、施行後3年をめどに、必要な処置などを見直すということが、規定が設けられていますが、成人された医療的ケア者の制度的支援や災害対応など、きめ細やかな切れ目のない支援が必要と考えます。

(2)障害者基幹相談支援センターや市役所担当課への相談状況など、問合せや対応について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。

障害者基幹相談支援センターへはですね、県の実施する養成研修を受けた医療的ケア児等コーディネーターの登録がある相談員が2名配置をされております。過去5年間に、障害者基幹相談支援センターでは、医療的ケア児に係る新規の相談の受付はないと把握をしております。

市役所の障害者担当課では、医療的ケア児に必要な福祉制度の利用の相談に応じており、障害者手帳の取得や、手帳に基づく日常生活用具の支給などを行っております。また、障害児福祉施設の利用についての相談対応や関係機関との連携も行っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 今、実際に市が掌握されてる方が1名ということで、本当に1名なのかということが、ちょっと疑問視、私は思っております。もう少しここが、やっぱり、どういうのかな、安心網というかですね、市で担当してくださることがですね、もう一回そこら辺を拾い上げていくというような考えがあるか伺います。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 実質が、今、1ということでありますけども、手続というか、そういうことをされてない人がひょっとしたらいらっしやるかなということだ  
と思うんですけども、そういったところ、もう一度周知をする、広報等  
を使って周知するとか、あるいはいろんなサービス機関を通じて周知し  
て、そういった方が漏れなくそういった利用ができるような環境にはす  
る必要があると思っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
新田議員。
- 新 田 議 員 次の質問に入ります。  
本市では、職員の中で、保健師資格、これ、看護師資格も含めてです  
が、おられることは承知しております。  
医療的ケアを必要とする子どもたちを安心して学校や保育施設にお預  
けいただくことなど。  
(3)に入ります、緊急対応として、看護資格を保有している市職員の  
雇用、今、会計年度任用職員を2名雇用されているということは承知し  
ましたけども、そのほか、緊急時に対応がなかなかできないということ  
も聞いているんで、前もって対応しているよという方向性なり、もしお  
持ちであれば伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 厳しい市の財政状況の中で、専門職を新たに市の職員として雇用する  
ということは、ちょっとハードルが高いかなと思っております。  
しかしながら、子どもたちがより安全で安心な環境で過ごせるよう、  
必要に応じて、随時、必要な体制を整えてまいりたいつもりです。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新 田 議 員 医療を必要とする子どもが成長され、社会人になられたとき、また、  
障害者手帳の認定等が変更されたとき、担当医、もしくは市役所担当課、  
保護者、それから職場の関係者、それから社会福祉協議会等々、きめ細  
やかな連携で、ストレスがかかりにくいような、そういったスムーズな  
対応が新たな仕組みとして必要ではないかと思っております。体調や環  
境の変化などにより、その方々は大きく変わる場合がやっぱりあります。  
的確な対応が求められますが、市長のお考えを伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 はい、お答えいたします。

新田議員のおっしゃるとおり、利用者の方、市民の方の目線に沿った対応を担当課も心がけてくれていると思いますので、そういったところはしっかり徹底をして、一番そういったサービスの被害を被らない環境をつくるように努力をしていきたいと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 本市は、安芸高田市立学校における医療的ケア実施要綱を定め、その中には、医療的ケア実施に当たり、あらかじめ保護者、主治医、医療機関等々の連携体制を整備する責任があることや、保護者から不服申立てがあった場合、第三者意見聴取会を開催することができると定め、不服申立てなど、法が整備された以降、約この4年間、どんな状況だったのかというのをちょっとここで伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 要綱の第10条に第三者意見聴取会について定めがございますが、この間、不服申立て等はございません。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 特に問題ないということで理解させていただきました。

先ほど市長もおっしゃいましたが、あらゆるやっぱり媒体を使っていたでですね、ひょっとしたら、この方は何か言いたいことがあられるかもしれないと、最近、すぐにSNSにも投稿されてしまうのでですね、それもしっかり、やっぱり繊細なところだと思いますので、掌握を尽くしていただきたいなと思っております。

その辺、もし考えがあれば、聞かせてください。教育委員会のほうで。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 現在のところ、聞き及んではおりませんが、広く声を聞くように努めていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。

災害避難所における生活環境整備について。

国は、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の上位にトイレ等の確保を挙げています。全国には、避難生活におけるトイレ不足の課題や、被災地へのトイレ支援などを検討している自治体もあります。

そこで、市長に今後の本市の方向性についてお尋ねいたします。

(1) 災害時のトイレ問題解消に向け、トイレトラックやトイレトレーラーなどを導入するお考えについて伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 質問にお答えいたします。

トイレトラック及びトイレトレーラーの導入に要する費用と維持管理費に対して、利用頻度ですとか費用対効果の面で、慎重な判断が必要と  
思っております。例えば軽自動車であるトイレカーを購入すると、  
1,000万円程度かかるということと、車両を含む年間維持費は50万円か  
ら100万円程度かかるかという予測もされております。

そういったため、早期での導入は考えておりませんが、今後の災害の  
発生規模や通常時の利活用等を含めて判断をしていきたいと思ってお  
ります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。

(2) ですね、国は、地方自治体に対し、2020年度より、災害時にお  
ける避難所の環境整備のため、マンホールトイレの整備を検討するよう  
通知しております。設置の考えについて伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

マンホールトイレの整備についても、マンホールトイレを設置するた  
めの管路、及びマンホール整備費用と専用便器やテントなどの備品等の  
購入費及び維持管理費に対して、利用頻度や費用対効果の面で、また慎  
重な判断が先ほどと同じように必要なのかなと思っております。

このため、早期の導入は、今の時点では難しいかなと思っていませ  
ども、繰り返しになりますけれども、今後の災害発生の規模、あるいは設  
置場所、個数等を含めて判断をしていきたいと思っております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 災害時において、避難所の困り事、先ほどから何度も言ってお  
りませすけれども、やっぱりトイレというのがどこの被災地でも一番だったとい  
うことを伺っております。最近は携帯トイレを大規模災害時に備蓄品と  
して確保している自治体もあります。

本市においても、市の地域防災計画第6節の4、災害対策資機材等の備  
蓄品に関する計画の中で、携帯トイレ、簡易トイレなど、備蓄品目とな  
っております。市は、円滑な応急対応の備蓄に努め、さらに企業、家庭  
に対して備蓄に関する啓発を行うとしてます。

今後、大きな災害が起こったとき、携帯トイレや簡易トイレの備蓄の取組について、市長のお考えを伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

現在、携帯トイレなど生活必需品、食品を、市内全域で最大1,200人の避難を想定して備えております。今後も、備蓄場所を増やすなど、いろんな形で、対応を考えていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員

市民とか企業へのそういった周知については、どのようにお考えでしょうか。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

備蓄の場所とか備蓄しているもの、あるいは個数とか、そういったものを、広報媒体を使って、定期的に災害の情報みたいな形で、発信していく必要はあるんだろうと思いますんで、そういった形で考えていきたいなと思います。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員

次の質問に入ります。

4番目ですね、農業施設の老朽化について。

農業用水路や頭首工などの大型の農業用施設は、古いもので60年以上前に整備された施設があり、経年劣化等により破損等が生じた施設が存在しています。破損した施設は修繕が必要ですが、修繕に多額な費用を要するため、農業者の減少した地域においては、受益者のみで修繕を行うことが困難になっております。

農業者を守るために、市として農業用施設の改修等に関し、補助施策が必要と考えますが、市長のお考えを伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

はい、お答えいたします。

農業施設は、受益者、いわゆる利用者の維持管理が前提となっておりますけども、修繕、あるいは改修等を行う際、その費用が受益者の大きな負担になることは、私も身をもって分かっておりますし、認識をしております。

そのため、現在、市では、10万円以上の保守、修繕等の工事に対して、50万円を上限に、45%の補助を行っております。毎年多くの申請があり、市としては、財源に限られる中、広く浅く補助を行わざるを得ないのが現状です。

受益者の負担の軽減を求めるため、軽減のため、農業施設の修繕、改修について、引き続き、国、県の事業の創設や補助制度の拡充を強く求めていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 国は、米の価格高騰対策として、備蓄米を大量に、今、放出しております。安定した供給と販売価格の取組など、連日、新聞やメディア等で報道されております。

米の安定した供給の確保や増産、さらに農家の所得向上など、国の農業政策に新たな展開が始まると私自身は期待をしております。

農業生産を陰で支えていると言ってもいいぐらい、この農業インフラの整備は欠かすことができません。市長、今おっしゃったとおり、一番よく知っていらっしゃると思っております。

本市のような大規模化が難しい中山間地域においては、安心して営農ができるよう、あらゆる角度からの支援強化が必要、さっきの受益者負担、よく理解しております。ただ、米がこんだけないと言われて、皆さん、いよいよ頑張るぞとおっしゃってる声も十分聞いております。そのためには、さらなるさっき市長がおっしゃった要望活動、私もいろいろ国会議員経由で調べてみましたが、本当に受益者負担が高過ぎて、手が出ないなというのが、現実ありました。

また、先ほどおっしゃったとおりで、農業用施設等補助事業も、かなりやっぱり需要があって、農業者の人が使われていると、ただメニューにないものの中にはあるとも伺っております。今後、多額の修繕費が必要な農業インフラの整備に向け、再度市長の決意を伺って、質問を終わっていきなと思っておりますが、最後、市長、お願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 最近のこの米価高騰というのは、本来、農家が望んでいる形ではないと思ってます。ある程度の金額で、安定して毎年収入が見込める中で、農業経営、安定した経営ができると思っておりますので、そういった部分は、これからまたいろいろと動きが出てくるかと思っております。

ただ、農業施設の修繕については、インフラについては、やはり多額な費用が発生します、単市だけではどうしても対応できないというところがありますので、そういったところは、恐らく農地を持つ自治体の共通の課題だと思っておりますので、そういったところは、連携をして、国、県にもしっかりと要望していきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 はい、新田議員。

○新 田 議 員 以上で私の一般質問を終わります。

- 石 飛 議 長 以上で新田議員の質問を終わります。  
続いて、通告がありますので、発言を許します。  
13番 宍戸議員。
- 宍 戸 議 員 13番、宍戸邦夫でございます。よろしくお願ひいたします。  
通告に基づきまして、大枠2項目、質問いたします。  
まず、教育長に食育の推進についてお伺ひいたします。  
食育は、教育というよりも、健康の維持、精神の安定、勉学、労働意欲の増進など、人間の原点であるというふうに思います。これは、当然重視していくべきだと思います。  
そこでお伺ひいたします。市内小学校、中学校での食育の現状についてお伺ひいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。
- 猪 掛 教 育 長 宍戸議員の質問にお答えします。  
小学校の家庭科や中学校の技術家庭科、保健体育、特別活動において、体に必要な栄養素の種類と働きについて学ぶなど、学習指導要領に基づいて指導をしております。  
また、栄養教諭や養護教諭を中心に、給食センターから配布された資料を基に、給食時間等を活用して、食について考える時間を設けるなど、各校で工夫をして取り組んでおります。
- 石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。  
宍戸議員。
- 宍 戸 議 員 実は、この質問につきましては、以前にもしたことがあります。もう10年くらい前ですかね。やはりこの食育というのについては、学校を、小学校を卒業してきますので、当然対象が違ってきますので、継続した指導というのが、教育というのが大切だろうと思います。それから、大人になってからも、その学校で学んだことはよく覚えているというふうに思いますし、食の大切さということは、本当、人間生きていくための、どうしても必要なものでありますので、本当に大事なことだというふうに思うんですね。  
ところで、小学校、中学校、今答弁がありましたように、それぞれの学校で工夫をして対応しているということですが、学校の先生によっては、それぞれ対応が違うんじゃないかと、こういうふうに思うんです。  
そこで、小学校は小学校で、学習指導要領はどのような形で存在するのか分かりませんが、安芸高田市独自の指導内容と申しますか、要領を作って、各旧町、それぞれ産物も違いますし、いろいろな形態があります、甲田町の場合は、梨があったり、チンゲン菜があったりネギがあったりするんですけど、それぞれの町で、旧町で、特徴が、特産物がある、そういうふうな状況からしてですね、それぞれの学校で取り入れていく

と同時に、先ほど言いましたような共通した指導要領というものがあるのかなのか、ないとすれば、どうするかお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 各学校におきましては、この食に関する指導につきましては、毎年、年間計画を作成をして、それに基づいて食に関する指導を行っております。当然、各学校の状況も違いますけども、基本的には、例えば食である給食でありますと、地場産を使っていたり、郷土の料理等について、その指導の中に加えていたりということで、特色を出して活動をしているところでございます。

共通をるところというのは、基本的には、学習指導要領の内容、そのものをやっていくということですけども、年間計画については、各学校でそれぞれ違いがあるというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
宍戸議員。

○宍 戸 議 員 それぞれ学校で特徴的なものもあっていいというふうに思うんですけど、学校の先生が取り組みやすい体制づくりというのも、私は大事なんじゃないかなというふうに思います。よって、それぞれの学校で共通したものも必要じゃないかというふうに考えているんですね。

実は、ちょっと私もいろいろ調べてみましたが、4項目ほどあるんです。共通したものについて、考えていただきたいものが。ちょっと長くなりますが、聞いていただきたいと思います。

まず1点目、食事の重要性を理解し、食べる楽しさを感じるように働きかける。二つ目、望ましい栄養や食事の取り方について身につける。三つ目、自分の健康を考えて食べることができる能力を育てる。四つ目、地域の産物、食文化に関心を持つ心を育て、さらには食物の生産に関わる人々への感謝の気持ちを育てる取組などを行う。私は、この4項目は、共通的にできるんじゃないかというふうに思うんですね。ここらを基本にした取組というのは、私は安芸高田市バージョンであっていいんじゃないかと、こういうふうに思います。

そこらの私の考えについて、教育長のお考え、御意見を聞かせていただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 今、宍戸議員のほうから御指摘がありましたけども、この4点、私も大変重要なポイントだというふうに思っております。

食の重要性、それから栄養の取り方、自分の健康、そういったものについては、各学校で、給食、併せて保健体育、家庭科、そういった授業を通して、これは、一貫していろんな場面で学べる、学ぶべき事項だと

いうふうに思っておりますので、取り入れていきたいと思ひますし、現在も取り入れておるのではないかと思ひます。

それから、地域の文化とか生産者の思いということでございますが、これらについても、例えば給食だより等を毎月出して、献立の中でどれだけの地場産のものを使えるか、そういったこともですね、しっかりPRもしておりますし、各学校において、その給食材料を利用した食育等も行われているというふうに聞いておりますので、今御指摘のあった点については、さらに充実をしてまいりたいというふうに思っております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 そういう共通認識というのは、もう既に取り組んでおられるかもしれませんが、私が勝手に思いつきで言ったんですけど、私たちが生きていく上で、やはりこの四つの項目については、大事なことだろうと、これは、大人もこの食育について関心を持つべきだろうと、こういうふうに思ひます。大人の食育という、なかなか幅が広くなりまして、大変だろうと思ひますが、現在、食生活改善推進協議会ですか、JAの女性部の方とか、いろいろ団体があるようですので、そこらはそこで、その辺は、その方たちを中心に取組がされておると思ひます。

今、学校で、小学校が7校、中学校は6校で、それぞれ学校の取組があるんですけど、ここでちょっと聞いてみたいんですけど、栄養教諭の配置というのは、どのようになっていますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 栄養教諭の配置でございますが、現在、市内に2名配置をしております。小学校として1名、中学校として1名という状況でございます。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 この栄養教諭の配置ということになりますと、県の関係になりますかね、県費負担になるわけですね。ですから、県の考えの下で、安芸高田市に1名ということでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 この2名は、いずれも県費の負担の職員でございます。安芸高田市の規模でいったときに、小学校1名、中学校1名、計2名というのが基準となっておりますので、そのような配置となっております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 1名で、現在、足りておるといふような思いでおられるかもしれませんが、そこらの点について、どういう、足りていると思われるんですか。どうでしょう。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 栄養教諭の数ということでございますけども、この2名については、通常、給食センターのほうへ週3日程度、そのほかのところでは学校のほうへ駐在をしておられるわけですが、1か所の学校に籍は置きますけども、各ほかの学校も、巡回を通して必要な指導等を、今、している状況でございます。そういう面において、実態、詳しいところというのは、まだ十分把握してないところもございますけども、現在は、この体制で、食育、どうにかうまくいっているんじゃないかというふうに感じております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
宍戸議員。

○宍 戸 議 員 学校教育では、知育、徳育、体育というのが重視される傾向にあります。これは、これとして大切なことではあるんですけど、食の知識というのは、あらゆる知識の前提であるというふうに思いますので、これからも、学校教育の中において、しっかり食育についての対応をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2番目、農業振興についてでございます。これは市長にお伺いいたします。

○石 飛 議 長 宍戸議員に申し上げます。1番の食育の推進の(2)の今後の方針についてが次の質問になると思いますが。

○宍 戸 議 員 ごめんなさい、はい、失礼しました。  
元へ、(2)の今後の方針についてお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 食育は、心身の健康を維持向上させるために大変重要であり、学校教育活動を通じて、積極的に取り組むべきと考えております。

先ほどありましたように、現在、栄養教諭の配置については、基本的には吉田小学校と八千代中学校に在籍をしており、先進的に取り組んだ内容を各小中学校へ展開をするとともに、給食センターとも連携をして、安芸高田市全体の食育の充実に努めていく方針でございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
宍戸議員。

○宍 戸 議 員 分かりました。

今年度において、安芸高田市においては、総合計画を策定する年度になっているというふうに市広報で見ましたが、報告もありましたが、そこらへの計上が、前回の第2次については、あまり書いてないんですね、食育についてが。そこらについて、やはりきちっとしたものにするためには、そういった長期的な視野に立った計画の中に位置づけるというの

はいかがでしょうか。お伺いたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長

総合計画の中では、いろいろ教育に関係のあるものについては、基本的には網羅してあるというふうに考えておりますが、その関連づけ、それから表現の仕方等については、担当部局であります企画のほうと、少し調整をさせていただいて、そういった内容も酌み取れるような内容にさせていただければというふうに考えております。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員

それでは、次の質問に移ります。

2番です。農業振興について。

安芸高田市において、農業は大変重要な基幹産業の一つです。現在、農業従事者は、高齢化が進むとともに、減少傾向にあります。あわせて、耕作農地も減少しているように思われます。このままだと、安芸高田市の農業は衰退の一途をたどるのではないかと、市にとって、農業の衰退は、地域の衰退であるとともに、市全体の衰退の前触れでもあると思います。

そこで、市長にお聞きいたします。安芸高田市の農業振興をどのように考えるのか、お伺いたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

はい、お答えいたします。

安芸高田市の農家戸数については、毎年ですね、1%弱の減少をたどっております。

今年度の農家戸数は4,483戸となっております。このうち、3ヘク以上の農家が、昨年より8戸減りまして、107戸となっております。農地の面積は、減反政策が終了した2018年、平成30年から5%減の4,483ヘクタールとなっておりますけども、転作等の関係で、既に200ヘク近くがですね、耕作放棄地となっているように思っております。

農家の耕作意欲を上げるためにも、米価が、今の状況がありますけども、安定的に高値で取引されて、若い方が、魅力を感じる農業となる必要と思われれます。

また、市では、次期総合計画を策定中です。その中で、将来の安芸高田市の農業振興についても、国の動向をしっかりと注視しながら、関係団体の意見を伺いながら、計画の中で方向性を示していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員

農業に関することは、やはり国の政策が大きく影響します。

実は昨日ですね、中山間地直接支払制度の第6期の説明会がありました。担当者の方、本当親切丁寧に教えてくださってありがたかったんですけど、よく分かったんですけど、それが5期に比べて、取り組み方が、今度はやや厳しくなっているんですね。そういうことからして、なかなかこの農業、我々、小規模農家にとっては、大変厳しい状況にあるわけです。

そういったところで、今、安芸高田市についても、法人化とか営農組合組織がつくられて、それぞれの地域で熱心に取組をされています。法人は、法人化として、大規模農地の集約をして、大規模化というのは、経費を節減できる、いい面もあるんですけど、その点、批判じゃないんですけど、法人に預けることによって、その農家の息子たちがもう出ていってしまう、農業をすることがない。そうしますと、広島なら広島のほうへ、通勤に便利ないいところへ行くと言って、また、前には自分で、お父さん、お母さんが農業をしておいたら、田植とか、秋の稲刈りには手伝いに帰りました。それが全くなくなって、今は、田植も法人の方の従業員の人が植えたりというふうで、田植風景も全然変わってしまいました。以前には、親子が出て、賑やかに田植をしたり稲刈りをしたりしておったわけですけど、そういう風景がなくなってきているように思うんですね。

そうは言っても、法人化だけでは、この安芸高田市の農地を守ることはできないと思います。そこには、小規模農家の方が、小規模経営の農家の方が頑張っていかなくちやならんというふうに思うんですけど、その小規模に対して、先ほど農業施設の関係もありましたが、基盤整備をしてないところもありますし、基盤整備をしてないところは、ほとんど荒れていっているように思います。現在の安芸高田市全体の農地を見て、歩いて見ていただければよく分かるんですけど、年々、耕作されてない農地が増えております。今年も昨年よりもぐんと増えておりますから、これは何とかならないのかなって。安芸高田市にとって、最初に申し上げたように、基幹産業の一つであり、そこには農業をすることによって人口が存在しているわけですから、それがなくなると、いなくなったということになりますので、そういうことからして、町の衰退になるんじゃないかというふうに思うんですね。

そういうことからして、この農業というのは、この安芸高田市にとって、発展の大事な重要な一つの基幹産業とっておりますので、これは、もう先ほど市長が申し上げられました、答弁されましたが、長期総合計画の中に位置づけて、頑張っていくということです。その総合計画を重視するに当たっても、JAとか農業法人の方とか、そこらの知恵を借りながら、また小規模農家の農業委員さんもおられますし、そこらを総合的に考えていく仕組みを、やっぱりつくって、総合計画の中に位置づけるというのが私は大事なんじゃないかと、行政がこうしようと言っ

でも、やっぱりそれを実行していくのは農民ですから、地域の方ですから、そこらの意見を聞きながら、今後、ほんとにどうしていくのかということをおもひで考えていく場をつくるというお考えはありませんか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。  
農業を取り巻く環境には、おっしゃるとおり、大変厳しい状況があります。

最近では、米価が高騰したという異常な状況になってますんで、ただ、この状況がずっと続くとは思いませんので、そういった中で、昨年、一昨年ぐらいの米価でしたら、到底採算は合わないということで、どんどん農家のほうは離農していくという状況が続いていたんでしょうけども、これがもう少し高止まりすれば、若干の経営の先行きも見えてくるということで、また、新規の就農者の方も増えてますんで、そういったところをしっかりと注視していきたいなと思っております。

市としても、そういった状況を、どういうんですかね、グリップするとか、集約するような場も、農業再生協議会ですかね、そういったものもありますし、今度、私の対話集会のほうでも、この農業に特化した対話集会を、今年度、ちょっとやっついこうかなという計画も、今、持ってますんで、そういった広く皆さんの意見を酌み交わしてもらいながら、安芸高田市としての農業の在り方というの、総合計画のほうにも組み込んでいきますけども、現実のところも実際に考えていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これは、特効薬というのは、なかなか、私が考えてもないんですよ、実は。妙案も名案も浮いてきません、現在。ただ現在、頑張る。

そこで、今、この農業というものについて、第1策というものを市民全体で考えて共有していくということをやっぴり訴えていく必要があるというふうに思います。

今、令和の米騒動とか言われておりますけど、食というのは、これに勝るものはないというふうに思いますので、ぜひ、お互いに協力し合いながら、力を出し合いながら頑張るということで、市長にお願いをし、私の質問を終わります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、宍戸議員の質問を終わります。

おおむね1時間が経過しましたので、ここで、換気のため、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

5番 小松議員。

○小 松 議 員

5番、小松かすみです。

通告に基づき、大柰4点についてお伺いいたします。よろしくお願  
い  
します。

大柰1点目です。東広島高田道路（向原吉田道路）についてです。

東広島高田道路の一区間として、約20年の歳月をかけて完成した向原  
吉田道路が去る5月25日に開通しました。安全性、利便性が高まり、新  
しいインフラとして大いに期待するところです。

一方で、国道及び県道の道路標識には向原吉田道路としか表示がなく、  
自動車専用道路であるということが分かりにくいです。さらに、自動車  
専用道路は126C C以上のバイク車両のみ通行可能で、原付バイクや自  
転車、歩行者は通行できません。それを表す標識は、左折、右折で高規  
格道路に進入直後に設置してあるため、見逃したり、気づいても、Uタ  
ーンをすることが危険ではないかと思えます。また、本市には外国籍の  
の方々が多く住まわれているので、誤って徒歩や自転車で道路を使用され  
ないか、安全面が心配です。事故が起こる前に、県や国への要望を含め  
て、本市として対策を講じる必要があるのではないかと考えます。

そこで、3点伺います。

(1) 自動車専用道路というより、新しいトンネルが開通したという  
認識を持っていらっしゃる住民の方々もいらっしゃいます。安全性の面  
から、自動車専用道路としての徹底した周知が求められると考えますが、  
本市として、どのように周知していくのか、お考えをお聞かせください。

○石 飛 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

小松議員の質問にお答えいたします。

念願でありました、東広島高田道路のうち、向原吉田道路が5月25日  
に無事に開通をいたしました。そして、現在はですね、多くの方に御利  
用いただいております。

利用者の方からも、分かりにくいという声も伺っており、市としても、  
広報等で自動車専用道路であるということをお知らせをしているところ  
ですけれども、道路利用をされる方へ分かりやすく周知をする必要がある  
と思っております。

現在で、現時点では、間違っ進入したとか、歩行者の人が歩かれて  
いたという情報はないんですけども、入ってないだけで、実際にあった  
かもしれないんですけども、そういう状況にあるんだろうと思っており

ます。道路管理者である広島県と公安委員会のほうへ、これまでの協議内容を踏まえ、今後、注意喚起の方法などについて、広島県と協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 私も警察に問い合わせたんですが、件数としては、まだ把握してないというような、窓口の対応ではあったんだと思うんですけども、バイクが通ってるじゃないかというような、地元の人が言われてたりもするので、事故がまだないということですが、今後、状況を見て対応を考えていただけるということだったと思うんですけど、市長自身は、車、トンネル、通られましたでしょうか。

(「はい。」の声あり)

○小 松 議 員 よかったです、はい。とても便利ですけど、事故がないというところが一番大事じゃないかなと思います。

もう一度同じような、左折、右折、両方ともして直後に道路上に自動車専用道路という表示は緑であるんです。自転車、125CC以下のバイク、20歳未満または自動二輪免許3年未満の運転手の乗り入れの禁止の表示というのがほんと進入したところにある状態ですので、自動車専用道路に慣れてない方とか免許を取りたての若者への周知というところが不十分じゃないかとは思いますが、若者への周知と、そういったところは、市としては何か考えはありますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 若者に対しての周知ということですけども、免許を取りたての方、若い人がそこまで試験の内容を覚えとるかというのものもあるんでしょうけども、その辺も含めて、手前といえば、どうしても県道に立てるようになりますんで、そういったところも、先ほどと繰り返しになりますけども、道路管理者の広島県と協議をして、分かりやすいように、事故が起きてからでは遅いですし、反則切符を切られてからでも遅いんで、事前に周知できるように対応していきたいと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 注意喚起という点ではないですが、地図が書き換えられるような大きな工事の完成になりますけども、本市にとっても業界にとってもPRするチャンスであるのに、広報が薄いのがもったいないというような声も住民の人からも聞くんですけども、広報については、今後、計画があるんでしょうか。お聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 広報についてですが、現時点では、次の最新号で、開通式を行ったという周知、そして、その後の広報についてはですね、今のところ、ちょっと持ち合わせてないんですけども、状況を見て、何か紹介するようなものがあれば、適宜していきたいなと思います。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 では、次の質問に移ります。

(2)です。本市に住まわれている外国籍の方々への周知や注意喚起については、どのようなお考えかお聞かせください。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 担当しております社会環境課と連携をして、外国人を雇用している事業者への周知、また、外国人相談窓口スタッフと連携をしてですね、SNSを活用した周知も考えていきたいなと思っております。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 利便性が向上して、不用意に入られて事故がないようにですね、雇う責任ということで、企業さんのほうに働きかけていただけるのを本当によろしくお願ひしたいと思います。

続いて、(3)です。左折、右折後の直進侵入前に自動車専用道路が早く認識できるように、先ほどもお話にもあったんですけども、県とか国にお話をしながら検討していただけるということなんですが、他の自治体では、自動車専用道路に対する注意喚起の横断幕、そういったものを設置して安全対策を講じている自治体もあると聞いておりますが、本市として、安全対策、例えば横断幕等、簡易にできるような形で自治体として何か考えるということはあるのか、お聞かせください。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 横断幕という新たな御提案をいただいたと思っております。その提案もですね、県との協議の中で、しっかりと提案させてもらいながら、有効であれば、実現をしていきたいなと思います。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 では、安全性の高い自動車専用道路を運用されるように願っております。

続いて、次に、大梓二つ目、まちづくり助成金についてです。

市民団体などの自主的なまちづくり活動に対して交付される本市のまちづくり助成金は、一つ目、市が抱える課題の解決につながる活動、二つ目、市の魅力向上につながる活動、三つ目、人材育成につながる活動、四つ目、市に広く利益をもたらすことができる活動が対象になっております。

住民有志によるまちづくり活動を支援する大変よい取組であると考えております。今年度も、広報あきたかたやお太助けフォン等でお知らせを通じて、この助成金に興味を持っているとの声を多く聞きました。

そこで、以下、六つ伺います。

(1)今年から100万円の助成金の内訳が20万円×5団体に変更しとありますが、その理由をお聞かせください。

○石 飛 議 長   ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長   はい、お答えいたします。

まちづくり助成金制度を立ち上げて3年が経過をしております。昨年の安芸まちづくり助成金の審査を行っているまちづくり助成金運営委員会の中で行った、今後に向けた制度の見直しの意見交換の中で出された意見を参考にですね、制度の見直しを行いました。

出された意見は、スタートアップ部門がですね、1件当たりの助成上限額が70万円となっているけども、申請の内容等から、もう少し少額にしたほうがニーズに合っているのではないかという御意見があったということです。

以上です。

○石 飛 議 長   答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員   次の質問 (2) です。5月23日、助成金、今年度ですね、申請の締切になっていましたが、締切から採択、交付金支払いまでのスケジュールについて伺います。

○石 飛 議 長   答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長   はい、お答えいたします。

おっしゃるとおり、今年度の助成金の採択決定については、6月中旬になる予定でございます。助成金の支払いについては、事業終了後に提出していただく実績報告書受領後の支払いとなります。ただし、事業実施上、必要があると認められる場合は、団体からの請求に基づき、概算払いも可能でございます。

以上です。

○石 飛 議 長   以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員   採択が6月中旬、恐らく来週辺りに採択というようにお話も聞いてお

りますが、概算払いもできるということで、採択があれば、決定すれば、事前に支払いをしていただけたということだったと思うんですが、続いて、三つ目の質問です、助成金の交付を受けて、採択を、決定を受けて、まちづくり活動を企画したいのだが、決定が6月中旬、交付が概算でも夏ぐらいに降りるんですかね、使いたくても使いにくいということ、声を聞いております。当助成金が1年を通じて公平にまちづくり活動の支援ができる助成金になるよう、制度設計の見直しができないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。  
現状ではですね、新年度予算の議決が確定をしてから募集開始の告知をしたいという考え方から、どうしても3月下旬に行う記者会見で、定例記者会見で募集開始の告知を行っております。その前提の下では、現在のスケジュールによる交付決定が最速ではないかという考えでおります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
小松議員。

○小 松 議 員 夏、秋にイベントがすごく多くなって、春から夏辺りにも、年間を通じて展開されるまちづくり活動が理想ではないかなと思うんですが、例えばなんですが、来年度実施予定のまちづくり助成金を、今年度の補正予算で組んで、年明けから申請を行って、採択までを行って、それを繰越明許で来年度の4月以降というような形で行うということは、高校の魅力化とは違うのかもしれないんですが、そういう形で、繰越明許というような形で、4月からこの助成金を使えるような仕組みにできないものなのかなと思いますが、市長、もう一回お聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。  
御提案の内容も含めてですけども、御指摘があるように、どうしても前半部分での事業ができないので、中下旬に、固まってくるということは、これは、どうしても今の現行では現実だと思います。そういった意味で、年度初めの事業に適用できないかということ、これを課題としては考えておりますので、例えば予算の議決がされることを条件に上げるなどして、募集を前倒しできないかということも含めて、検討はしてみたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
小松議員。

- 小松議員 では、検討を、考えてみたいということの答弁をいただきましたので、ぜひ前向きによろしくお願ひしたいと思ひます。  
続いて、次の質問に移ります。  
(4)今年度の助成金の申請団体数は何件あったか、教えてください。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 はい、お答えいたします。  
2025年度の申請団体数は13件でした。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小松議員 13件の申請ということなんですけども、市長、この13件の申請については、どのような感想をお持ちでしょうか
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 2022年が8件、そして2023年が10件、そして2024年が8件ということで、数字を見るとですね、ちょっと上がってきてるのかなと、皆さんも認知して、この事業を有効に活用したいという市民の皆さん、団体がですね、増えてきているんだろうなと思っております。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
小松議員。
- 小松議員 住民によるまちづくりの機運というのが高まりを感じるとともに、助成金の認知が広まってきているんじゃないかなというふうに思っております。市長は、全ての事業内容や審査内容は見られているのでしょうか。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 報告としては、見させていただいております。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
小松議員。
- 小松議員 申請された内容等、カテゴリーですね、特色というのが、今年度、13件の中で、こういったところの特色が多かったとか、そういったのが分かれば教えてください。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 詳細については、申し上げにくいところはあるんですけども、いろんな多岐にわたった御提案があったように思っております。13件のうちでも、本当に偏ってなく、事業にバランスがあるといひますか、面白い提

案が数々挙がってきて、来年も増えてくるのを期待をしています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 続いて、五つ目の質問に移ります。

民間の活力を本市の活力にするためにも、採択基準を満たしている事業が多くあれば、制度の拡充も有効であると考えますが、現在、100万円というまちづくり助成金ですけれども、拡充のお考えがあるか、お聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 制度の立ち上げから4年目の今年度、13件、今までで一番多い13件の応募があったということで、市民の皆様にも、繰り返しになりますけれども、認知度が上がってきた事業だと思っております。一方で、制度の拡充検討も必要な状況になっているのではないかなという思いもしますんで、事業の実施状況、効果、財源の確保をいま一度担当課等と再検証して、充実した制度にしてまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 市民参加型のまちづくりということで、事業の充実を図っていただきたいと思っておりますが、続いて、六つ目の質問に入ります。市民の方々が参加できるような実績報告会のようなものを開催すれば、市民によるまちづくりの機運がさらに高まるのではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。

実績報告会の開催の効果については、昨年の秋のまちづくり助成金運営委員会の中の意見交換の場でもあったように、指摘があったように伺っております。

一方で、応募団体にとっては、報告会に向けての準備というところが新たな負担となり、応募をためらうことにもつながらないかという懸念をしております。

昨年度は、年度末に成果報告書を提出していただき、市のホームページに掲載することで周知を図っておりますけれども、より効果的な広報や、機運醸成のために、方法をどうすべきかを、また引き続き検討は続けていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

- 小松議員。
- 小松議員 昨年採択された5団体の実績報告書をホームページで見させていただきました。本当にどの団体もすばらしい実績報告でした。2023年、2022年の実績報告書は探し切れなかったのですが、公開はされてらっしゃるのでしょうか。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 昨年度の実績報告については公開していますが、以前の実績報告につきましては公開しておりません。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
小松議員。
- 小松議員 大変よい取組になっていますので、過去の2年間の実績というのは、載せるということは、もうお考えではないのでしょうか。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 公開するように進めてまいりたいと思います。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
小松議員。
- 小松議員 本市ホームページから、まちづくり助成金の実績というのがたどり着けないんですけども、それ、直接入力して検索すれば、実績報告は出てくるんですが、ホームページからというのはできないのでしょうか。ごめんなさい、できるのかもしれないんですが、恐らく、私はそこへ行けませんでしたが。ホームページからの、たどり着けないのであれば、改善ができないのかということをお聞かせください。
- 石飛議長 黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 多分、恐らく行政情報からのまちづくり助成金の検索はできると思うんですけども、分かりやすい、検索しやすい方法を、検討していきたいと思います、改善していきたいというふうに思います。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
小松議員。
- 小松議員 改善が必要かなというふうに思われるのであれば、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。  
また、広報あきたかたにも実績報告等のリンクがあれば、市民参加促進ができるのではないかと思います。広報等に、採択とともに、特に実績報告、そういったところのリンクを貼るところのお考えをお聞かせください。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

- 高下企画部長　　そういう取組も、改善としてやっていきたいと思えます。いずれにしても、多くの方に知ってもらふ必要があると思っています。
- 石 飛 議 長　　以上で答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員　　市民参加型で、安芸高田市がさらに盛り上がることを期待しまして、いろいろ改善のほうを、検討いただければと思います。  
続いて、大枠3点目、有害鳥獣対策についてです。  
向原町では、子どもの多い住宅地、登校路に猿が頻繁に出てきたり、野菜の被害の声をよく聞きます。あるところでは家の中にも入っていたと聞いておりますし、私も、6月上旬なんですが、約20頭の猿の群れの移動を目撃して、ぞっとしました。向原町のプールも猿のすみかになっていたり、体育館や武道館、中庭など、学校の施設にも猿が入ってきており、子どもたちの学校生活、また住民の生活環境にも影響がある状況です。  
令和6年に策定された安芸高田市鳥獣被害防止計画によると、猿被害の傾向として、特定の地域で目撃情報や被害情報が寄せられていたが、近年では、猿の行動範囲も広がり、対応に苦慮している、被害は家庭菜園の野菜が多い、猿専用の囲いわなやくくりわなで捕獲対策を講じているが、特定の場所に居座らず出没しているため、容易に捕獲することができない、生息頭数は増加の傾向にあり、予断は許されず、対策の向上が求められるとあります。  
そこで、以下、4点伺います。  
(1) 令和4年度捕獲実績では猿12頭捕獲とありますが、最も捕獲頭数が多い地域はどこか、教えてください。
- 石 飛 議 長　　答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長　　はい、お答えいたします。  
12頭の内訳ですけれども、八千代町が11頭、そして甲田町が1頭となっております。  
以上です。
- 石 飛 議 長　　以上で答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員　　捕獲が、八千代が11、甲田が1ということですが、目撃情報というのが件数として出ているのであれば、どの地域が多いかというのを教えてくださいませんか。
- 石 飛 議 長　　答弁を求めます。  
小櫻産業部長。
- 小 櫻 産 業 部 長　　目撃情報ですけれども、それぞれ寄せられております。美土里町とか向原町、言うように甲田町、行動範囲も広いので、それぞれ、各地区、特に隣接した町からの出入りもありますので、そちらのほうでかなり多

く寄せられている状況でございます。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員

八千代の11頭の捕獲というのは、どういった手法での捕獲になるか教えてください。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小 櫻 産 業 部 長

こちらのほうの捕獲は、囲いわなという形で、4メートル角の大きさの檻にですね、猿が落ちていくというかですね、そういうふうの中に誘い込むような形のわなで捕獲したものでございます。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員

続いて、二つ目の質問に移ります。

この3月に、向原町長田の団地で捕獲された母親ざるにGPSを付けて、行動範囲や生息地の把握に努めていると聞いておりますが、現状、どのような成果が上がっているのかお聞かせください。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

はい、お答えいたします。

GPSで通信できたところの位置情報が記録されて、何日にどこにいたかが図面上にプロットできるようになっております。

3月7日の長田から、芸備線沿いに、3月14日ぐらいに、白木町井原まで南下をしておりました。そして、3月28日頃には、今度は、また甲田町下小原まで移動をしたという記録を取ることができております。

担当者の報告では、6月3日に地域の方と一緒に現場を確認に行ったときに、道路を横断する群を見つけたということで、20頭ぐらいの集団を形成しているということを確認しております。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員

私も、tegossの方、地域農家の方と現地調査に、猿、特に空き家をすみかにしているんじゃないかという疑いを持って現地調査に入った、それが終わった後に、恐らく同じ20頭というのを、お話があったと思うんですが、その成果で行動範囲が分かっているということに対して、何か策を講じるとか、それに対してどのような計画を持って対策をしていくというのは決まっているんでしょうか。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小 櫻 産 業 部 長

今、市長のほうも答弁があったんですが、行動範囲が分かりました。今のGPSのデータ、大体3時間ごとの行動範囲を地図にプロットして

いくことができるんですけども、そちらのほうで行動範囲が分かったことで、囲いわな等の設置についても、どこが有効であるかというのも、これからできると思います。また、わなを設置するに当たりまして、どうしても地域の皆様の御協力とか、そういうことを、啓発等も必要なので、そういうことも、この行動範囲が分かったことで、今後、対策していく事項になると思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 続いて、3番目の質問に入ります。

令和6年度から8年度までの猿の捕獲計画数は、年間120頭と令和4年度の10倍の計画目標であります。昨年度の頭数についてはどうだったんでしょうか、教えてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。

捕獲頭数については、令和6年度は八千代町で1頭、そして令和5年度が、八千代町で2頭、甲田町で1頭の実績となっております。防止計画では、近年の猿による被害報告を受けて、捕獲頭数を上積みをしておりません。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 年間120頭の目標を立てられているんですけど、4年度の12頭よりかなり捕獲頭数が下回っているという状況なんですけれども、四つ目の質問に移ります。今後、120頭の捕獲頭数の計画を実施するために、どのような、様々な取組ですよね、囲いわなとか、先ほどありましたけども、どのような、120頭の計画を実施するというのは、去年、その前が、2頭とか3頭とか、そのレベルで、4年も12頭だったのが減っている状況の中で、今年度、来年度も120頭の捕獲計画を立てられています。どのような取組を実施に向けて考えられていらっしゃるのか、お聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 相手が、猿といっても、大変賢い動物ですんで、人間を上回るような行動をしてくれますんで、なかなか思うように取組をしても実績が上がらないという状況です。

しかしながら、現在、猿の対応については、人に危害を加える可能性が十分にありますので、担当課が、関係機関と協力をして、地域の方と研修会を計画しているところです。地元の協力を得て猿用の囲いわなを設置することが考えられますが、捕獲器を置いたとしても、なかなか、

先ほど言ったように賢いものですので、捕獲ができない状況です。日頃より、食物の残骸を適正な処理、畑への侵入防止や、出没があった場合、鳴り物とか、花火などを使った追い払いを行うなど、わなに入りやすくする取組も併せてやっていく必要があると思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 寄せない取組として、昨年は国費で猿の習性や最新の知見や正しい知識を共有する研修会がアージュで実施されたと聞いております。

今年度は国費は付けてないということはあったと思うんですが、猿が多い向原、先ほど地域で研修会を考えているということだったんですが、特に、ほんと猿が子供たちの多いところに出ております。そのような猿の習性等、対策等ができるような研修会を、向原なのか、出没の多い、被害が多いところなのか、もう少し、アージュ1か所ではなくて、地域とともに考えていくってところのお考えがないか、お聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 研修会をやる以上は、やっぱり実効性のある、効果のある研修会でないといけないと思いますので、そういった開催場所の検討等も含めていきたいと思います。

先日も、教育長から報告があったんですけども、向原中学校の武道館の屋根にね、何頭かおる写真を見させていただきましたけど、そういう状況が日頃からあると思いますので、そういったところも含めて考えていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 火薬銃とか、音での威嚇であるとか、集団で猿を山へ追い返すとか、箱わな設置に関わる餌づけの協力など、地域とか集団ぐるみで対策を取ることが大変必要だというふうに聞いております。

今後配置される集落支援員さんとか、地域と行政の橋渡し役ということで活動されるんだと思うんですが、このような有害鳥獣対策の相談とか地域の取りまとめといったところにもしっかり入っていただけるのかどうか、お聞きします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 集落支援員については、地域の課題を把握していくというふうなところが役割となっております。広く捉えれば、そういった有害鳥獣の被害というところも住民の皆さんから相談として聞くことというのはあるは

ずですので、それを適切に市役所の関係課につなぐという意味では、そういうことも役割としては入ってくると思います。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 4月に入ってから、4、5、6月、18件の熊の目撃情報、実はこれ、6町全域に熊の目撃情報というのが、学校の連絡用のすぐーるで、私は毎日、18件入っているのを確認しております。

安心安全な暮らしのために、熊、猿、人間に危害を与える可能性のある有害鳥獣対策を市としてはどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小 櫻 産 業 部 長 今おっしゃっていたとおり、熊が今年はかなり出ております。同一の熊か分かりませんが、かなりの頻度で目撃がされております。

本日も情報がありましたので、学校のほうとも連携をして、クマレンジャーのほうで下校時の見守りをするという取組もしております。

ただ、猿も熊も一緒なんですけど、なかなかすぐに捕まえる、特に熊なんかはそうなんですけれども、捕まえるというのはなかなか難しいので、情報を早く出して、そういう事故が起きないようにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 熊や猿などに遭遇した場合の、子どもたちがどのような形で危険を回避するかとか、そういったような指導というのは、特にはないんでしょうか。熊よけの鈴があるとかありますが、例えばそういう猿とか熊が出たときというのは、子どもたちに対しての対策、周知、考えてらっしゃれば、お考えをお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 そういった、現在、そういうような研修とかというものを持ってはおりませんが、これは、また担当課とも協議をしたいと思っておりますけども、県、あるいは県全域のそういう対策協議会、そういったところで研修をできるよというようなものもあったと記憶しておりますので、そういったところを、学校とも連携をしながら、取り組めるところから取り組んでいけばというふうに考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 熊においては、すぐーるだけで18件入っているんですが、お太助フォンとかLINEには、熊の目撃情報というのは、住民に対しての注意喚

起、情報提供というのはされてない状況ではあるんですが、すぐ一に熊の情報は来るんですけども、住民に対して、恐らく子どもに対しての注意喚起で保護者のほうに入ってくるんだと思うんですが、住民のほうに対しての注意喚起等はどのようにお考えなんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小 櫻 産 業 部 長 特に今年、高宮のほうが多いんですけども、そちらのほうについては、お太助フォンとかで周知等をさせていただいたり、夜遅かったら近所の方がいらっしゃるところには、ちょっと連絡を取ったりというのはさせていただいております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 出役の多いところに対して、お太助フォンを限定的に流しているところだったんだと思うんですけど、夜警の情報とかというのもお太助フォンに出てたりしましたし、住民の人に注意喚起というところで、手法をですね、いろいろ考えていただければいいのではないかと考えております。

続いて、最後、大枠4点目の道徳教育についてです。

少子高齢化や人口減少、核家族化も進み、多様性の時代、AIと共存し複雑な社会を生き抜く子どもたちの生活や教育環境を整えていくのは大人の責務であると考えてます。

また、昨今、家庭内トラブルで家族間での殺人や、子ども同士の殺人未遂事件など、耳を疑いたくなるような事件が多く起こっています。本市としても、安心安全な子どもたちの環境を教育も含めてどのように整えていくか、真剣に考えるべきじゃないかと考えております。

本市教育基本理念として、未来に生きる力を育む安芸高田協育の推進が、令和7月3月に改訂され、公開されています。学校、家庭、地域、行政が子どもたちを協力、協同、協働して育てていく教育を指し、本市の全ての子どもたちをみんなで手を携えて育てることを目的にしております。目指す姿として、当事者意識を持った社会のづくり手を目指して、自ら考え行動することができる人材の育成としております。それを支える四つの施策としては、協同学習、個別最適な学び、ICT教育、未来チャレンジ探求学習があります。未来に生きる力を育むこともとても大切です。猪掛新教育長の下、安芸高田協育の推進を願っております。

現代社会においては、他者を尊重し共感できる能力が求められており、道徳心は、多様な人々が共存する社会における調和、そして平和な共生に不可欠な要素であるといわれております。

道徳教育は、教育基本法や学校教育法にのっとり、自己の生き方を考え、主体的に行動し、自立した人間として他者と共に生きるための基盤

となる道徳性を養うことを目指しております。道徳科の授業では、考え議論する道徳への質的な転換を図り、道徳的な判断力、心情、実践的意欲と態度を育てることが求められております。未来に生きる力とともに道徳心をしっかり持った子どもたちの育成というのが大切ではないかと考えます。そのためにも、本市において、道徳教育、及び道徳的活動の推進の必要性を感じておりますし、住民の方からも、ぜひ、道徳教育、何か大事なところが失われているんじゃないかというような声も聞いております。

そこで、以下、3点伺います。

一つ目、文部科学省は、児童生徒が、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけることの重要性を示し、道徳教育の充実に向けた取組等を紹介しておりますが、本市道徳教育において、考え議論する道徳に向けた授業改善等の取組があるか、お聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 今、御指摘がありましたように、道徳教育については、平成27年の学習指導要領の改正におきまして、特別の教科というふうにも位置づけられております。

社会の変化に対応し、子どもたちの道徳性を育むため、道徳教育が果たすべき役割は非常に大きいと認識をしております。

本市では、毎年2回、市内の学校の道徳教育推進教師を対象に、道徳教育推進協議会を実施し、授業研究を行うなど、考え議論する道徳について研修を行い、授業改善に努めております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
小松議員。

○小 松 議 員 続いて、次 (2) に移ります。

先ほど、推進会で推進されているということでしたけども、道徳教育の推進において、現状、今、課題等というようなものは、何か持ってらっしゃったりするのがあればお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 道徳教育は、学校教育の教育活動全般を通じて行うようになっております。道徳の授業というのはもちろん、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して適切な指導を行う必要があります。

学校において、それらの中核を担うというのが各校の道徳推進教師ということになっておりますが、この現状において、この道徳推進教師、若年化しておりまして、やはり人材育成というのが大きな課題だというふうに認識しております。

- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 先ほども、教師の若年齢化ということで、多くの若い先生たち、ほんとに入られてらっしゃると思いますので、ぜひ道德実践、経験を積まれてですね、子どもたちの道德教育を推進、学校として、市として推進していただければと思います。  
続いて、3番目の質問に入ります。  
広島県教育委員会のホームページの豊かな心を育てるコーナーで、令和2年度の向原中学校の家庭や地域社会との連携による指導の道德実践が紹介されておりました。その課題の一つに、今後は地域に根差し、郷土への思いや願いを持つ方をゲストティーチャーとして招聘し、身近な人材を生かした道德教育の充実を図りたいとありました。  
中学校統合を見据えて、地域とつながる道德教材の開発も含めて、道德教育の推進を安芸高田市教育の要としていく考えがないか、お伺いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。
- 猪 掛 教 育 長 御指摘のように、向原中学校の実践につきましては、ホームページでも紹介されているとおり、非常に有意義な取組であったというふうに思います。道德教育というのは、学校教育の根幹をなすものであり、その重要性や必要性については、先ほど来、議員の御指摘のとおりでございます。  
中学校統合を見据えてということですが、何を安芸高田教育の要としていくかということについては、今後、国や県の方向、方針等も踏まえ、決定をしていきたいというふうに考えております。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
小松議員。
- 小 松 議 員 道德教育の推進は、本市の課題として見受けられる学力低下や不登校児童生徒の増加の解決の一助になるのではないかと私はと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
猪掛教育長。
- 猪 掛 教 育 長 御指摘のとおり、今、社会の社会環境というのが刻々と変わっております。情報化が進んでいたり、核家族化が進んでいたり、そもそも人口が減っていたりという、そういう状況の中で、やはり道德教育の理念があります、やっぱり生きる力を子どもにつける、そういう観点もございますので、その辺はしっかりと対応していく必要があるというふうに考えております。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
小松議員。

○小松議員 猪掛新教育長にしっかりと対応していきたいというふうな答弁をいただきましたので、ぜひよろしくをお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○石飛議長 以上で、小松議員の質問を終わります。

ここで、13時まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

、続いて、通告がありますので、発言を許します。

9番 山根議員。

○山根議員 9番、山根温子でございます。

通告に基づき、大枠2点、質問をさせていただきます。

まず1点目、災害対応の改善に向けてについて伺います。

災害は、いつ起こるか分からないと言われてきましたが、南海トラフ地震に向けては、今起きてもおかしくないと言われてきています。市としても、災害時に向けた避難訓練やハザードマップなどを用意され、また、災害対応に向けて、多くの企業等と連携協定を結ばれてきております。

本市にとって大きな被害を与えた令和3年8月11日からの大雨による災害の記録には、住民避難についての改善の方向性が記されていました。

まずは、現在の時点で、住民避難についての改善がどのように進んでいるのか、以下、(1)から(8)について伺います。

まず、(1)命を守る行動、①命を守る行動としての避難に向けてのハザードマップの活用の周知や自主防災組織等での研修呼びかけについて、どのように進んでいるのかお伺いいたします。

○石飛議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 山根議員の御質問にお答えいたします。

広報誌、地域や学校での防災講座、クリスタルアージョでの防災講演会などを通じて、ハザードマップや避難行動についての啓発を行っております。

昨年度は、危機管理課職員を自主防災組織の活動に31回派遣をし、研修を行ったところです。また、昨年6月には、居住地が土砂災害警戒区域内の方、約5,000世帯を対象に、避難の必要性があることを通知をいたしたところです。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

- 山根議員 災害に対する皆さんの危機意識を、しっかりと皆さんに通知するというか、話をして、理解していただいていると思っておりますが、その中でも、令和6年6月の広報あきたかたに挙げていただいております、大体毎年6月ぐらいに、災害に対して用意をしてくださいねという意味で広報紙を使われていると思っております、その中で、地域で協力して防災活動を始められている振興会の取組をよく掲載され、ほかに地域でも防災活動が広がっているとのことなんですが、現在はどれぐらいの地域が活動されているのか、お伺いいたします。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 現在、どれぐらいの範囲、組織数で言いますと、83組織だったと把握しております。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員 83組織ということですが、これ、全体的に、全体が分かりますか、そういうのは、振興会の数なら、何振興会というの分かりますけど、この防災に関しては、もうされてるところの数でしか分からないということによろしいですか。今、83組織が動いているということですね。
- 石飛議長 神田危機管理監。
- 神田危機管理監 組織として結成されているのがそれぐらいということですが、実際にどれぐらいの数の組織が、本当の意味でといいますか、活動されているかというところは、十分な把握はできていないと言っていると思います。  
ただ、31回の派遣をしておりますので、それ以上の組織が活動を実際にされていることは間違いないと思います。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員 広報誌には、また同じ令和6年6月の広報ですけれども、初級、中級と、活動の取組をステップアップすることができるようなんですけれども、このステップアップすることができるような、こういう初級、中級という活動の取組は、どのようにされてきているのか、御説明をお願いします。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 広報誌には、このようなステップでやっていくこともできますということは載せてはおりますけれども、実際、その組織組織によって、レベルといいますか、例えば活動できるだけの組織の体制とか、災害に対する意識とかが違いますので、それに基づいてやってらっしゃるところというのがあるというわけではなくて、その地域地域に応じた状態で、

我々、危機管理のほうでアドバイスしながらさせていただいているという状態です。

今、広報誌に載せている、その仕組みに基づいて行っているというのはちょっと違うというところを御理解いただきたいと思います。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 広報誌には、初級、中級という書き方もしてありましたんで、どのようなランクでされているのかなと思いました。それぞれの組織によって、いろんなやり方があるという、それぞれの地域に応じたやり方を進められているんだなということによろしいでしょうか。

○神田危機管理監 はい。

○山 根 議 員 ②にまいります。

避難所の環境改善について、コロナ対策の徹底、また避難所混雑情報（バカンシステム）活用の呼びかけについて、どのように進んできているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。

大型扇風機や二酸化炭素測定器を配備したほか、令和6年度には、避難所となる学校体育館、2施設に空調設備を整備をいたしました。また、冬季の停電時における避難所開設を想定し、電気を使わない暖房器具、いわゆるダルマストーブを主要な避難所に配置をいたしました。

感染症対策については、マスクや石けん、手指消毒液、消毒薬といった衛生用品を備蓄し、換気による空気の入れ替えや手洗い、消毒の徹底など、基本的な感染対策を徹底することとしております。

避難所の混雑情報のバカンシステムについては、広島県防災情報システム、通称広島県防災Webに同じ機能が拡充されたことに伴い、本年4月に利用を停止をしたところです。現在は、広島県防災Webで避難所の開設状況及び混雑状況を確認することができます。これを市のホームページ等で周知を図っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 避難所の環境改善については、大型扇風機、体育館の空調、ダルマストーブと言われておりました。

そこですね、私から見ると、避難所の環境改善、生活環境を改善することは、避難所に避難された方の健康維持にもつながることであると考えます。というのも、避難生活で大事なものは、水分を取り、小まめに動くことと避難所で医療活動をされたドクターが言われております。さらに、避難所の1人当たりのスペースが狭いと、長時間同じ姿勢でいる

ことが多くなったり、トイレを我慢して水分を取るのを控えたりすると、そうすると何が起るか、血栓、血の塊ですね、血栓が足に見つかる割合が多い、さらに、避難生活でトイレを我慢しやすい傾向があるからか、男性よりも女性の方が血栓が原因の病気が多いという結果も出ているとのことです。

今現在、安芸高田市も、避難所に向けていろんな対応をされているとお聞きします。間仕切りテントや、組立て式個室なんかはまだですかね、また教えていただけたらいいんですけども、そういうもので、だんだんと1人当たりのスペースというか、動きやすくなっているのではないかと思いますけれども、この間仕切りテント等の居住スペースやトイレの設置基準なんかというのは、今、注目されております。スフィア基準というものですが、紛争地の難民キャンプなどでの理想的な人道的対応を定めた基準でありまして、具体的な数値を挙げられている、1人当たりの居住スペースは、3.5平方メートル、畳2畳分よりちょっと広いものです、そして、トイレの数は、全体で20人に1基、男女比では、1対3で女性を多くする、また、水道の蛇口の数は250人に1個、そして、本市で進めている間仕切りテントや、組立て式個室はまたちょっと聞いてみないと分かりませんが、の使用などがあります。

今後に向けて、非避難所の生活における、この居住スペース、トイレの数、間仕切り等への改善、どのようにお考えか、市長にお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。

いわゆるスフィア・プロジェクトの留意については、理解をし、共有をしているところであります。スフィア基準を満たすとすると、やはり安芸高田市の財政や人員では、状況で、少し時間がかかるかなと思いますが、いずれにせよ、避難所の環境整備は必要なことだと思っておりますので、備蓄物資の整備など、できることから始めて準備を進めていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
山根議員。

○山 根 議 員 スフィア基準に全て対応していくようなことを言っているわけではありません。それぞれの自治体で、また、どういう災害が多いとか、どこまでの災害が来るかということは、またそのときそのときで違うものでございます。

そんな中でも、ただ、先ほど申し上げましたように、ドクターが言われているように、血栓というような、そういう病気の元になるような状態にしないように、そのための避難所の在り方を、もっと避難される

方々の健康とか、そういうものを考えてやっていただきたいと考えて言っていることでございます。これから、どうしても、人口の中で、高齢者率が多くなります。そんな中で、さらに御自分の体をどのように動かすかとか、維持していくか、そこも難しい方もいらっしゃる、いろいろな面で、皆さんの命、そして健康を維持できるような状況、対応を考えていくべきではないかなと思いますが、そのところについて、改めて聞いてもよろしいですか。お願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 山根議員のおっしゃるとおりだと思います。スフィア基準については、一つの基準として市のほうとしても捉えておりますので、必ずしもこれを満たすだけの努力というわけではありませんが、そういった高齢者とかハンディーのある方々が避難所でもしっかりと生活ができる環境というのは、この避難所で整備をしていくのは必要だと思っておりますので、その辺はしっかりと対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 聞き忘れておりますが、そういう意味で、間仕切りテントなど、市のほうが間仕切りを使ってスペースを少し広くされてるんだと思いますけれども、そこは、とてもいいことだと思いますし、今後についても広げていきたい、いただきたい。さらに、この組立て式個室というのは、使ってらっしゃいますかね。どこまで、スペースを広げるために、段ボールのベッドとかというのもよく聞きますけれども、どういうことを安芸高田市としては、スペースを広げて、避難した方の健康とか、健康維持をするためにやってらっしゃることがあれば、教えていただきたいと思っております。お願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 この後の質問の答えをしてしまうようなことになろうかとは思いますが、恐れ入ります。

コロナ対策に必要な資機材などとして、間仕切りテントなど、約100張を購入しております。間仕切りテントとか、あるいは組立てパーティションとかということで、間仕切り個室、組立て個室というものがどのようなものか、多分同じようなものだと思います。避難所の中に設営するものですから、それで広がるといっても、その区画は広がりますが、それを広げれば、避難者の数が制限されてしまうというまた別の面もあります。ですから、なるべくそのような配慮の必要な方は、区画を別に設けるとか、例えば保健師さんに時々見ていただくとか、そういったことをマニュアル化して対応をしているところでございます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 お答えいただきましたが、災害対応の改善についてですので、どうしても重なって、それぞれに、1から8までって言いましたけれども、中身が重なることも多いですので、そのところは、またほかの場面になってもお答えいただけたら、それでよろしいかと思います。

それで、②のコロナについても、間仕切りテント等の充実を図ってきていらっしゃるということが分かりました。また、どうしても避難所の面積もありますし、なかなかたくさんは、そのテント、間仕切りのものを置くことができない、そういうときは、場所も変えるということも考えてらっしゃるということでした。それでよろしいですか。

○神田危機管理監 はい。

○山 根 議 員 では、③にまいります。

換気のための網戸等の設置の検討について伺います。

○石 飛 議 長 今、大枠1の(1)の命を守る行動の質問をずっとされていたと思うんですが。

○山 根 議 員 もう一回。

○石 飛 議 長 はい。山根議員。

○山 根 議 員 ちょっとページを飛ばしてしまいました。失礼いたしました。

コロナのほうにいったということで、そっちに飛んでしまいましたけど、③ですね、車両避難、知人宅等への避難、建物内での垂直避難など、避難所以外の避難の選択肢を増やすことについて検討を呼びかけることですが、どのように進んでいるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。

令和4年、株式会社ウエストホールディングス、ニュージーランド村ですね、そして株式会社イズミ、丸伸企業株式会社、これは浅塚の土砂処分場となります、と協定を締結させていただき、車両避難のための利用が可能となりました。あわせて、車両避難について、市広報紙で周知をいたしましたところ です。

令和6年3月に行ったクリスタルアージュでの防災講演においても、講師から避難行動の選択肢についての講演がありました。避難先の選択肢は指定避難所だけではありません。これからも、市民が的確な避難行動が取れるよう、広報誌やホームページ、防災研修等で正しい防災知識の普及に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 車両避難も3か所をお願いをしているということで、これは、お願いをして、さらに、災害が起こったときに、車両としては、何台ぐらいが、それ、お願いできるのかというのは、分かりますでしょうか。

○石飛議長 神田危機管理監。

○神田危機管理監 まず、車両避難として一番に思いつくのが道の駅あきたかただと思いますが、一応、数字上は、データ上は176台です。それから、ニュージールランド村のところは320台、それから、ゆめタウンさんのところ、屋上が180台で、平面駐車場が272台、それから、丸伸企業さん、甲田の土砂処分場のところですが、770台とあります。

ただ、あくまでもこれは数字上でございまして、例えば、車両避難ということだと、近くにトイレがあった方がいいとか、あるいは自動販売機があった方がいいとか、あるいは、例えばゆめタウンさんとか道の駅ですと、ほかの一般の方もいらっしゃいますので、単純にこの数字上だけでいくというものではないというところは御容赦いただきたいと思います。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 そうやって、皆さんがいろんな避難を、選択肢を持って動かれるようになったときに、ちょっとほかのほうに外れるかもしれませんが、市として、指定避難所以外への避難の状況、さらに、孤立した地域などの情報や状況の確認、避難者の人数や日用物資等についての情報などをどのように集めていくというか、対応を考えていらっしゃるのか伺います。

○石飛議長 神田危機管理監。

○神田危機管理監 指定避難所以外のところに行かれた場合のことだと思えます。

残念ながら、その指定避難所以外のところ、車両避難も含めて、そこに市の職員を派遣するということが、なかなか災害の状況でできかねます。ですから、その情報を得るとすると、避難をされている方、例えばどこかの地域の集会所にある組織が集まっていらっしゃるんでしたら、そこから危機管理監のほうに御連絡をいただくとかですね、そういったことでしか把握ができないのが現状でございまして。

それから、必要な物資があつて届けるというのも、なかなか難しいところがございますので、その辺も、連絡を取りながら、もしできることなら、本庁なり支所なりに物資を取りにいただけたら、ある程度お渡しできるような体制は取りたいと思っております。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 それでは、次に参ります。

(2) コロナ対策についてです。

①、現在、コロナは2類から5類となりましたが、基本的な感染症対策の徹底については、どのように図られているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。  
新型コロナウイルス感染症は、5類に感染症移行をいたしておりますけれども、避難所における感染対策については、引き続き取り組む必要があると考えております。新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアルに基づき、手指の消毒やマスクの着用、換気などの基本的な感染防止対策の徹底を促していきたいと思っております。あわせて、避難所の開設情報と混雑情報も広島県の防災Webで配信をいたします。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
山根議員。

○山 根 議 員 では、次に参ります。

②、このところは、先ほど、御質問するのは、感染症対策に必要な資機材、間仕切りテント等の充実を図ることについてお伺いしたところでございますが、その充実を図っていらっしゃるということで、次に参ります。

③換気のための網戸等の設置の検討について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
令和4年度に、指定避難所となる学校体育館4か所とクリスタルアーチヨの設置可能な窓に網戸を設置いたしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
山根議員。

○山 根 議 員 それでは、次に参ります。

④避難所混雑情報（バカンシステム）の活用周知について。

先ほど、1の2において話していただいておりますが、1点、バカンシステムが、どれぐらいの利用をされているかとか、その利用することにおいて、混雑してて、ここはもう混雑してますからといって、見られる方が自分で決められるので、なかなか分からないとは思いますが、使われてて、職員が39ある避難所に就いているわけですね、その避難所にいる職員が、今、何人ということを入力し、それを見た市民の方が、ここはいっぱいだからこっちにしようということを考えて動かれるという成り立ちかなと思うんですけど、それで合っていれば、そういう中で、今まで、回数的には、令和3年ののが第1回目だったと思っておりますけれども、そ

のときに、混雑は回避できたか、ちょっと難しいところがあったか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○石 飛 議 長 神田危機管理監。

○神田危機管理監 残念ながら、このバカンを利用した件数といいますか、何人の人が、今、どれぐらいバカンを見ているということが、把握ができていないのが現状でございます。一度ですね、昨年でしたが、台風8号のときに、99というアクセス数、99、これが少ないのか多いのかというところですが、その99の中には、職員自身が見に行っているケースが随分あるんです、ですから、令和3年のときのアクセス数というのは把握ができておりませんので、実際、どれぐらいの利用があって、どれぐらいの利便性というところがあるかというのは、残念ながら把握ができていないのが現状でございます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 なかなか把握できてないということですけど、今、現に、どういうんですか、バカンの基が県に行ったということになるんですかね、県が対応する、その中で、いかに安芸高田市のバカンを使った避難所を探す行動を広げる、バカンを使ってくださいねと言っても、どういうふうにするのか、先ほども私がこうでしょうかねという言わなきゃ分からない、それぞれの避難所に職員が就いて、その数をインプットして県に流す、それで、県のところへ持って行って、市民の方が、避難者の方がどこに行けばいいのということをそこで確認をするということになると思うんですけど、それを広げてしっかり利用してもらうには、何が必要とされるのか、そのところは押さえられているんでしょうか。

○石 飛 議 長 神田危機管理監。

○神田危機管理監 まず、バカンは、もう使用はしておりませんで、今は、広島県防災情報システム、広島県の防災Webを見ていただくと、そこに混雑状況が分かる仕組みになっているということです。ですから、県の防災情報システムでバカンを使っているわけではないということは、御理解いただきたいと思います。

県の防災Webは、避難情報のほかに、様々な、今の避難の発令情報だったり災害の情報、天気の情報、いろんなものが載っております。その中の一つとして、避難所がどこが開設されているかというのが見れまして、そこをクリックすると、どれぐらいの混雑状況になっているのかが分かるという仕組みです。ですから、利用の仕方といいますか、防災メモを見ていただいて、そこで目的の避難所を見に行ってくださいと、利用される方からしてみたら、そういうことです。それで、入力する側は、もちろん職員が今の混雑状況を入力するという作業が必要になりますが、そこは、利用される方は、特段気になさなくていいのかな

とは思っています。

周知については、やはり広報をするしかないかなというところなんです。あとは自主防災組織などで啓発させていただくということになるのかと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 (3) にまいります。

避難者への情報、①掲示板やホワイトボードでの情報提供の検討については、どのように進んでいるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。

必要な情報については、掲示板やホワイトボードを活用し、あるいは紙などを書いて貼り出す等、また、館内放送を利用するなどの方法で避難者に対して適切に情報提供を行うこととしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 これについては、39の避難所がありますけれども、どこの避難所でも、こういうことをやりましょうと、小さくても大きくても、情報提供をするように検討されて決められたということでしょうか。

○石 飛 議 長 神田危機管理監。

○神田危機管理監 全ての避難所で、このような対応ができれば、取るということでございます。つまり、例えばホワイトボードがないところもあるやもしれませんが、そこにある掲示板、あるいはホワイトボードなどで取るということでございます。ただし、39の避難所、全てを市の職員が直接開くことができるかといったら、なかなか難しいところがございます。市民の皆さんの、避難される方の皆さんの御協力が必要かと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 それでは、次に参ります。

②スマホやタブレットからの情報収集のため、Wi-Fi環境やマルチ充電器の整備の検討については、進んでいるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。

避難所となる各町の文化センターにはフリーWi-Fiが整備されております。避難所において、延長コード等やスマートフォンの充電に対

応したポータブル電源を備蓄はしておりますけども、一斉に避難された場合は、数が十分でないため、非常用持ち出し品として、携帯電話等の充電器を持参して避難していただけるように呼びかけをしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 では、次に参ります。

(4) ペットについて。

避難所におけるペットの対応について、旧町単位で1か所はペットの受入れができるよう検討するということでしたが、これについて、どのように検討されたのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。

避難所となる各町の文化センターについては、ペットスペースを確保し、ペット同行の避難を可能といたしました。受入れの条件として、ケージやリード、餌、マナーパンツなどの用意をしていただくこととしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 このペットについては、ペットはもう本当に家族のように思ってもらっちゃる方もいらっしゃいます。以前の災害のときに、そのおうちの方が1人だけが残って、この子を見てやりたい、ほったらかしにできないと残られた方がいらっしゃる、そういう話も聞きます。

ですので、やはりどこかでペットは受入れができるような形を取らないと、今、本当にペットを飼っている方が多くなっています。それも、子どものように、看取りまでしっかりとされる方々はいらっしゃいます。そんな中で、もう家族と一緒に思って動かされる方の対応がしっかりと、ケージとリードを持ってということで、もう一つありましたね、ケージとリードと何だったかな。

○藤 本 市 長 餌と。

○山 根 議 員 餌と、はい、失礼いたしました。それを用意して行くということで。

それがですね、この災害対応の改善の方向性をまとめられたところで、ペットについては、再検討するというので、検討がまた持ち越して、なかなか決まらず、再検討の中で残って、今、市長が言われたように、ちゃんと検討、可能性を認められたということで、大変ペットを飼われている方も安心されたと思います。

次に参ります。

(5) に参ります。配慮が必要な方への対応。

①乳児同伴、要介護者、体調不良者、障害がある避難者等に対して、個室や間仕切りテントなどの準備について、どのように進んでいるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。  
避難所において配慮が必要な方に対しては、ワンタッチパーティションや段ボール間仕切りでスペースを確保するだけでなく、別の部屋に御案内するなどの対応もすることといたしました。現状、ワンタッチパーティション、段ボール間仕切りなど、合わせて約300セットを備えております。  
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
山根議員。

○山 根 議 員 配慮が必要な方への対応もしっかりとさせていただくようになっているということで、はい。

ただですね、私、と思いますが、いろんな企業や業者の方々の中で、協力要請を、協定を結んでいらっしゃるんですよね。そんな中で、要配慮者への避難援護についても協定を結ばれているところがあるというのを、ちょっと調べて出てきました。そういう協定を結ばれたところと、場合によりますけれども、災害によっては、その協定を使われてお願いをすることも必要になるかと思しますので、割とこう、話を聞くと、遠慮されてるところがあるようにお見受けします。でも、あの相手の業種によっては、しっかりと対応をすることを考えて言ったださっているんだとも思いますので、そういうところも、協定は、ただ結ぶだけではなく、しっかりと協力を仰いでいただけたらと思います。

(6) にまいります。指定避難所へ行けない方。

①地域での対応や近隣集会所等への避難について、自主防災組織や地域振興会と連携し、対応できるよう進めるとされた協議検討は、どのように進んでいるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。  
自主防災組織との連携、協力による避難所運営体制の構築や地域の安全な近隣集会所等への避難、避難する際の近所の方への声かけを自主防災組織や地域振興会のほうへ呼びかけをしております。

また、避難行動、要支援者の支援についても取組を進めているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

- 山根議員。
- 山根議員 ②にまいります。  
近隣集会所等への避難者に対する食料等、物資の対応についても、支所等へ取りに来てもらうなど、平時から連携を図ることについて、どのように進んできているのか伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 指定避難所以外に避難された場合は、毛布や食料等の物資は、本庁や支所まで取りに来ていただければ、対応をするということになります。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員 この先ほどの①と②に出てくる、近隣集会所という言葉が出てきますけれども、これはですね、案外、私の住んでいるところの近くの集会所では、高宮という原田という大きな地域、来原でいいか、中でも、土砂崩れによって、集会所が危険な状態、もう壁までばあっとこう、何メートルも高い土砂が窓を押さえてくるような状況になっておりました、何とか地元の方々のお力でそれを、土砂を避けることはできましたけれども、集会所だから安全ということでもないんだなと改めて思ったところでございます。  
そういう危機管理というか、地域的に危ないというところもしっかりと、このそこそこの地域で、ハザードマップを使って、ハザードマップだけでは足りないかもしれない、その土地に住んでる皆さん方がしっかりと、ここの危険性、ここは危ない、ここは何かなるだろうとか、そういうところを判断するのは地元の方かなとは思いますが、そういうところでしっかりと、指定避難所に行けない方、また、地域で避難をするような方々には、そこの押さえをしていただけたら、いかに、どうしてもこう、行けないのであれば、安全をいかに求めていくか、安全であるようにしていくか、そういうところの支援というか、協力というか、そこは、やはり危機管理監のほうが、毎回、されてる、この年になると皆様にここを気をつけてくださいというのを流されますけれども、それをしっかりと流し、さらには振興会、地域の方々等にいろんな形で知っていただく、やられていると言われていましたけれども、それを広げていっていただけたらと思います。  
(7) 福祉避難所についてです。  
福祉施設と連携、協議し、マニュアルの見直しを検討することについて、どのように進んできているのか伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。

- 藤本市長 はい、お答えいたします。  
各福祉事業所とは、支援が必要な避難者の受入れについて協議を行っているところで、協力をいただいているところですが、受入れスペースや職員の人数、そして施設と利用者のマッチング、あるいは避難者の移送手段など、多くの課題があるのが現状です。福祉避難所の在り方について、引き続き協議、検討を行い、マニュアルの見直しを進めてまいります。
- 以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員 この福祉避難所についても、先ほどと同じように、やはり交わした協定に基づいた協力を必要なときは求めてください。  
次、(8) その他にまいります。  
①水害時において、避難が難しい避難所もあるが、ハード面での対策は時間もかかるため、市民が、ハザードマップ等、危険箇所を再確認し、日頃から避難について意識するよう啓発していくとのこと、どのように進んできているか伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 はい、お答えいたします。  
市の広報誌やホームページ、高校や自主防災組織の防災研修でハザードマップによる危険箇所の確認や災害への備えに関する啓発を行っているところです。  
先ほども言いましたけども、令和6年には、居住地が土砂災害警戒区域内の方、約5,000軒に対して、避難の必要性があることを通知をさせていただいたところです。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員 ②にまいります。  
非常用電源確保のため、EV車の利用協定等を進めることについて、どのように進んできているのか伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 はい、お答えいたします。  
令和4年10月に、災害時における外部給電可能な車両等の支援に関する協定を広島トヨタ自動車各販売店と締結をいたしております。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
山根議員。

- 山根議員 大枠2点目に入ります。  
避難行動への対応について。避難所に行けない、あるいは避難所が使えない場合の避難、及び車両避難者への対応について伺います。  
(1)高齢者や障害者など、遠方の避難所への避難ができない方や道路の損傷により避難所へ行けなくなった方への対応として、身近にある民間施設等への避難を考えるケースが生じると思われます。今後のこのようなケースの対応方針を伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 はい、お答えいたします。  
自主防災組織や地域振興会と連携した支援の仕組みを検討しているほか、事業所や商業施設等において、一時避難、滞在、一時滞在等の協力要請を行うなど、被害状況に応じて必要な対応を取ってまいります。  
指定避難所に限らず、平時から御自身の身を守る安全な場所を確保していただくことが大切だと思っております。逃げ遅れた場合は、今いる場所で安全を確保できるよう、日頃から考えておいていただきたいという啓発にも取り組んでおります。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員 (2)にまいります。  
道の駅三矢の里あきたかたは、避難所に指定され、十分に車両避難所としても使えるものでございます。令和3年8月の災害については、なかなか車両避難所としては使っていただけなかったというようなこともありましたけれども、車両避難者への対応について、以下、伺います。  
すみません、1、2、3をまとめて聞いてよろしいですか。
- 石飛議長 一問一答でお願いします。
- 山根議員 一問一答で。車両避難場所の確保状況について伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 この車両については、先ほどの繰り返しになりますけども、道の駅三矢の里あきたかたに加え、株式会社ウエストホールディングス、株式会社イズミ、丸伸企業株式会社と協定を締結し、各事業所の施設が車両避難所として利用が可能となっております。  
災害の状況によっては、協定の有無にかかわらず、市内の事業所や商業施設に対し、避難場所提供の協力要請を行うことも想定をしております。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
山根議員。

- 山根議員 ②車両避難場所における対応状況について伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 はい、お答えいたします。  
車両避難場所には、職員は常駐できません。基本的には、避難者自身が、安全な避難場所に避難していただき、必要なものを用意をしていただくこととなります。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員 ③にまいります。  
今後の対応方針について伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 はい、お答えいたします。  
車両避難の選択をされるケースも少なくないと思います。車両避難者も支援の対象であることに変わりなく、特に避難期間が長期にわたるケースでは、物資や食料の提供、健康管理など、支援の仕組みを検討しておく必要があると考えております。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
山根議員。
- 山根議員 年月とともに、避難の選択肢が増え、情報の伝達方法も変化してきています。今後の市長としての災害対応へのお考えを最後に伺って終わりにしたいと思います。お願いします。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 近年の災害は、想像を絶する災害が来ていますので、まず、災害起きたら、初期行動として、市役所にすぐ来て、状況を職員から把握をし、適切な指示を出すということを心がけていきたいと思っております。  
以上です。
- 山根議員 これにて、私の一般質問を終わります。
- 石飛議長 以上で、山根議員の質問を終わります。  
おおむね1時間が経過しましたので、ここで、換気のため、14時05分まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石飛議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

4番 浅枝議員。

○浅枝議員

4番、浅枝久美子。

本日、今まで、4名の方が非常に厚く質疑をされて、ちょっと緊張します。申し訳ございません。

新田議員、穴戸議員と一次産業の厚い質疑、執行部の方の答弁、また、小松議員、山根議員の質疑、どちらの方も、一次産業の持つ力ですね、発揮できるなど聞かせていただきながら感じておりました。

ここでしゃべると、私の通告がいきそうにないので、通告に基づき、大枠3点、教育現場における食育について、一次産業がつくり出す関係人口について、米価高騰についてを質問いたします。

まず、教育現場における食育について質問いたします。

本市の教育現場では、地域の事業所や農業者の協力で、事業体験や農作物の栽培等、食育活動の一環として行っているところがあります。また、給食時間には、栄養士の先生の来校による指導、給食センター制作による動画放映、児童生徒による校内放送を通じて、食に関する周知等、活発に行われている様子を感じます。

そこで、以下について伺います。

(1) 給食時間について伺います。

先日、市内の小学校と中学校の給食時間を見学させていただきました。その際、給食の配膳から食べ終わるまでの時間が短いように感じました。短いと感じた理由として、イ)食べる時間に会話せず食べてちょうどいい時間設定、ロ)給食を食べながら会話をする子どもは時間内に食べ終わるのが難しい、ハ)飲み込んで食べている子どもが見られた、以上です。特に小学校低学年が高学年と同じ給食時間なのは厳しく見えました。

そこで、学校、園（幼稚園、保育園、小学校、中学校）の給食時間と現状の評価、今後の具体的な施策について伺います。

①学校、園の配膳時間、食べる時間、片づけ時間を伺います。

○石飛議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

浅枝議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、保育園、認定こども園についてお答えいたします。

保育施設により違いはありますが、おおむね11時30分から12時前に配膳を終えております。給食を食べる時間は、個人差はあるんですけども、おおむね30分から40分以内に食べ終えて片づけをしております。

以上です。

○石飛議長

以上で答弁を終わります。

引き続き、答弁を。

猪掛教育長。

○猪掛教育長

それでは、幼稚園、小中学校の状況をお答えします。

幼稚園では、配膳時間15分、食べる時間30分から50分、片づけ時間15分というふうに設定をしております。

小学校及び中学校では、おおむね配膳時間15分、食べる時間が20分、片づけ時間10分というふうに設定をしております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 では、次、②にいきます。

現状の課題について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 それでは、私のほうから、保育所と、やはり認定こども園についてお答えいたします。

給食の配膳時間、食べる時間、片づける時間について、特に課題はないと保育施設のほうからは聞いております。給食センターに食器を回収していただく時間まで、十分な給食時間が確保できているようでございます。

以上です。

○石 飛 議 長 続いて、答弁をお願いします。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 給食時間を確保するに当たっては、食べ始めるまでの配膳準備に時間と手間を要しており、そのことが一番の課題であると考えています。そして、食事を取る速さについては、個人差が大きくあります。各学校では、一旦は食事を終える時間を設定はしておりますけれども、すぐに片づけるというわけではなく、状況を見て、片づける時間を遅くしています。しかしながら、食べる時間が短いと思っている児童生徒がいるのが現状であり、課題の一つと捉えています。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 では、次、3番に移ります。

今後の具体的な施策について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 はい、お答えいたします。

同じく、保育所、認定こども園についてお答えいたします。

食育を通じた食習慣の形成と、和やかな雰囲気の中で保育士や他の園児と食べる喜びや楽しみを味わい、様々な食べ物への興味や関心を持って進んで食べようとする気持ちを育むようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 猪掛教育長。

○猪掛教育長 昨年度から、中学校に給食支援員を配置し、今年度からは、全小学校にも拡大をして給食支援員を配置しております。

運用面において、まだ不十分なところもあるかと思いますが、給食の配膳準備の時間をできるだけ短くすることで、児童生徒が食べる時間を確保するとともに、教職員の働き方改革を推進していきたいと考えております。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅枝議員 先日の見学のとくに、支援員の方も一緒にお話をさせていただいて、本当に、こういうことを入れていただいてよかったなという、生徒たちも、非常に助かっているという話を聞かせていただきました。

引き続き、そういうところも、しっかりと子どもたちが理解して、給食の時間で得られるもっと違うものを、知識として得ていただきたいなと思います。

学校の給食で、地産地消、今、結構言われてると思うのですが、先日、5月23日の閣議後の会見で、文部科学省の方が、地域の食文化や産業の理解、生産者への感謝も含めて、子どもたちの食に関する理解を深めるために大変有効と考えると学校給食の地産地消について述べられていらっしゃいます。また、CO2削減など、環境問題へのアプローチのほか、食育、地域への活性化にもいい影響を及ぼします。ぜひ、耕作放棄地等を利用して、子どもたち、生徒たち、児童たちが学校から飛び出して、食育の一環として、自分たちの給食の食材を作っていくという、そういう活動、これからの世の中、食べるものを作る力というのは非常に生きていくために必要と考えられますので、どうかこのような考えを、今後、教育委員会、市のほうとしても持っていただけたらなと思いますが、このような提案についてお伺いいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 御指摘いただきますように、地産地消という視点というのは非常に大切なものだと思います。

安芸高田市の場合は、地場産のお米、それから地場産の野菜、そういったものをできるだけ多く使おうということで、早くから地産地消の取組を行っております。そうしたことから、県内でも、かなり地産地消の、その品目の利用率というのは高いほうだと思います。

また、JA、それから近くの地域の農家の方、そういった方々と協力をして、いろんな野菜の植え付けであるとか、そういった体験活動をしている学校もあります。全ての学校というわけではないですけども、やはりそういったことの重要さというのは非常に感じておりますので、協力が得られるところから、そういった活動を、広めていけばというふうを考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
浅枝議員。

○浅 枝 議 員 給食の時間というのは、準備から片付けまでが全て教育だと思っております。こういうことを全て含めて指導の充実を図るといえるのはとても大切だと思うので、引き続きこういう環境問題、食料輸送とか、今言われておりますSDGsに関しても、学校教育の現場で一緒になって考えていけたらなと思っております。

先ほど教育長の回答にありました、生きる力を子どもたちにつけるといふ小松議員の質問のときに言われた回答ですね。やはり命を支える仕事、それが農業と思っております。子どもたちが食に関わる一次産業を知り、理解を深める、現場を学べる仕組みづくりというのを本市には期待していきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。一次産業がつくり出す関係人口について、先日、八千代町で行われた田植えイベントに参加いたしました。大変多くの消費者の方が遠方から参加されました。食の現場を知りたい、今の農業を知りたい、ありのままの農業を感じたい、参加者からはそういった思いを強く感じました。

農林水産省のホームページにある令和7年5月付参考資料、改正基本法に基づく初の食料農業農村基本計画には、多様な人材が農村に関わる機会の創出により、地域にイノベーションを生み出し、地域の課題解決を目指すとあります。関係人口の創出は、本市にとっても最も力を入れる施策であり、協力する産業の活性化にもつながると考えております。

そこで、以下の2点について伺います。

(1)先ほどの田植えイベントは個人の市民が企画されたものです。現状、本市での同類の農業イベントの取組を把握されているようでしたら、現状の取組について、そして評価と課題を伺います。①現状の取組について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。同類の農業イベントについては、現時点で把握はできておりません。しかし、各地域で農業にまつわる多くの行事を開催しているということは現実としてあると思っております。春の花田植えの行事、秋の収穫を祝う奉納神楽など大行事が行われ、市内外より多くの来場者がお越しいただいていると認識をしております。  
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
浅枝議員。

○浅 枝 議 員 次、②に行きます。現状の評価を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。地域で取り組んでいただいている田植えや稲刈りイベントなどを通じ、地域の活性化につながっていると捉えています。このような取組が継続され、交流人口から定住人口につながるきっかけになればいいなと考えております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅枝議員 次、③に行きます。現状の課題を伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 課題についてですけれども、継続していくことが一番の課題だと考えております。一次産業から始まった伝統芸能花田植え、神楽の後継者、また地域集落での田植え、稲刈りのイベントなど、後継者不足により継続することができず、数年で終わるなど、継続していくには地域集落での盛り上がりや担い手など様々な要因があると思いますが、継続し続けることが重要であると捉えております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅枝議員 そうですね、市長。継続というのは大変難しいもので、私も今回この八千代町のイベントで、八千代町の花田植えの方たちと一緒に活動したんですけど、10年前に私も一度やって、間が空いて、今回9年ぶりということとさせていただいたんですが、そういうことも含めて、やっぱり地元としては協力をどんどんして行って、コミュニティの構築にもつながるということを皆さんにも知っていただけたらなと思います。

様々な地方で関係人口につながるイベントというのは開催されています。関係人口の3要素、1、手を動かす。2、成長を見守る。3、地域と接する。だそうです。一次産業に3要素全て詰まっております。

最近あまりテレビを見てなかったんですけど、ちょっとこないだテレビを見たら、ちょっと面白いせりふがあつて、何のために生まれて何のために生きるのか。それは人を喜ばせることやと、人生喜ばせごっこやというせりふがありまして、すてきだなと思いました。本市が市民総動員でぜひ関係人口の方々に喜ばせごっこという作戦で笑顔を届けていければなと思っております。

では、最後の粹質問に移ります。米価高騰について。

○石飛議長 浅枝議員、(2)のほうはどうなりますでしょうか。第一次産業の(2)。

○浅枝議員 失礼しました。飛ばしておりました。申し訳ございません。

(2)に行きます。関係人口につながるんですね。(2)関係人口につながる農業関係イベント。農水省の多面的制度、多面的機能支払制度に取り組む制度を利用して活動することができます。現状、本市での

多面的機能支払制度について伺います。①現状の取組組織の数を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。本市で多面的機能の支払交付金事業に取り組んでいる組織は49組織となります。そのうち関係人口に関連する資質向上の取組をされているのは、24組織となっております。  
以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。  
浅枝議員。

○浅 枝 議 員 次の②に行きます。現状の評価を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。資源向上の取組の中で、地域住民参加型と都市農村交流型とがあり、ほとんどが地域住民参加型の取組をされております。その中の幾つかの組織が花田植えや収穫祭などを行っている聞いていますが、詳細についてはちょっと把握をしておりません。  
以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。  
浅枝議員。

○浅 枝 議 員 次に行きます。③現状の課題を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。組織の中で世話をさせていただいている方々が世代交代もできずに高齢化している組織が多く、提出する報告書等も多く負担となっていることが課題となっております。

これについては、今年度から事務負担の軽減を図る措置として、様式の簡素化や入力作業の省力化を加味した新様式に変更するなど、国も対応策を講じている状況でございます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上答弁を終わります。  
浅枝議員。

○浅 枝 議 員 そうですね。前回の一般質問でも、こちらの多面的機能のお話をさせていただいたんですけど、市のほうも取組を増やしていきたいというお話だったので、今回ちょっと質問に入れさせていただきました。

提出資料に関しては私も何年かさせていただくんですけど、非常に簡素になってきたので、多くの方に参加していただいて、今日、新田議員のほうからの質疑にもありましたけど、こちらの制度を利用して解決できる部分もあるので、皆さんにもっと知っていただきたいなと思っております。失礼しました。

では最後の質問に移ります。米価高騰についてです。この質問、実は取り上げるかどうか非常に迷いまして、というのも国の施策だというふうに言われる方もいらっしゃるのですが、どうしても今回取り上げたくて、質問という形でさせていただきます。

連日のように報道されております米について、議員として、また本市で稲作を営んでおります農業者の一人として、お店のお米が高い、備蓄米が出たらお米が安くなるのかなど、様々な声を市民の皆さんから聞きます。ただ、時給10円と言われた稲作農家の現状ですね、10円と言われていた稲作農業者は、現状の米価なら頑張れると気合を入れています。そこで、以下2点について伺います。

(1)米価が上がっているとはいえ、稲作の現場は害虫被害や台風の影響、2024年の収穫量は期待ほど多くなく、コシヒカリに関しては歩留りが非常に悪いという厳しい状況です。長年の米価低迷により、稲作農業者は減少し続け、現在、個人農家の約6割が70歳以上、後継者不足により耕作放棄地が増加する可能性が高いのが現状です。安定しているとは言えない農業界がさらに不安定になっている現状についてと今後の具体的な施策があれば伺います。①現状について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 現状についてでございますけども、御存じのとおり米価が異常な高騰となっております。昨年度の作況指数は、広島県で101と平年並みであり、全国でも101と平年並みでした。

米価高騰の主要な要因としては、2023年度の作況指数も平年並みでしたけども、実際には猛暑による品質低下とインバウンドによる需要の増加が挙げられております。昨年夏からの米不足の兆候が現れてはおりました。現状米価については、不安定な状況が続いていくんだろうと考えております。

ただ、街中のインタビューとかを聞くと、値段が高い安いじゃなくて、やっぱり農家の人がしっかりと農業ができる価格がいいんじゃないかということで、安易に安いだけを求めている皆さんもいらっしゃるかなっているのかなという思いもしたところであります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
浅枝議員。

○浅 枝 議 員 次、②に行きます。今後の具体的な施策があれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 まさに、そこが国レベルの話というところになるんですけども、米価高騰については市独自で具体的な施策については今のところありません。今回の異常な米価高騰については、農家の方は本来は望んでないと

思います。国の施策により米価が、価格が変動しており、最終的に生産コストに見合う米価で安定化が図れることを要望を上げていくことが必要と考えております。そのことが魅力ある米づくりにつながるのではないかなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 まさにそのとおりだと思います。

次に移ります。(2)加工米や飼料米を栽培されていた多くの農業者は、現状の米価を考えると、今年は加工米や飼料米を栽培するメリットはないと主食用米に切り替えられています。加工や飼料米についての市における現状と課題、今後市独自での施策があれば伺います。①現状の評価について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。加工用米はしょうゆやみそなどの加工に使用される米ということで、飼料用米は家畜の飼料として使われております。どちらも主食用以外で流通する米で、買取り価格が安く、作付等に対し交付金が支払われております。

今年度の作付予定状況は、御指摘のとおり、主食用の水稻は昨年度より47.3ヘクタール増えております。加工用米は約半分の38.4ヘクタール、飼料用米は9割減の2.5ヘクタールとなっております。しかし、水田活用の全体面積は、昨年度と比べ21ヘクタール減っている状況であります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 次、②を伺います。課題について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。全国的な課題として、今まで市場で取引されていた供給が減ることでの弊害が出ると思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 では、次③を伺います。今後、市独自での施策があれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 加工用米と飼料用米については、市独自の施策は今のところありません。全国的な問題として政府で検討されていますので、今後はその動

向を注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 そうですね。もちろん国のお話の後ということは分かるんですが、それを待っているのは農業者がもたない可能性もあります。どうか市独自での御判断というのにも期待しております。

令和の米騒動で注目を集めることになった今回の米なんですけど、3月の一般質問のときに言いました、東京で行われました3月に、令和の百姓一揆のお話を少し伺わさせていただきます。

今年3月、東京で行われた令和の百姓一揆、約4,500人の参加者の一人として参加させていただきました。私も、青山公園から代々木公園の3.2キロですか、歩かせていただきました。すごかったです。出発のときは3,000人だったんですけど、最終的に代々木公園で4,500人になる。それは、一揆の途中で沿道の方々が私たちの声に耳を傾けて、こんなことじゃまずいという思いが一揆に1,500人の人、一緒の一揆に駆り立てたという形になりました。

実は、農業者は一生懸命今作物をつくっているのは市長はよく御存じだと思うんですけど、なぜ今までこういう声を上げなかったかと、上げることすらできないほど正直疲弊しておりました。現状もそうです。でも、こうしてこの東京の駅の前に実は昨年12月に島根県の、御存じですかね、吉賀町で農業者がまずデモを上げられるという、その流れである東京の一揆が開催されるということになったんですけど、こういう農業者以外の方に思いが伝わるということに関しては、市長として何かお考えがあったらお伺い願いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 私もかねがね思っているんですけど、農業というか、私も米をつくっているんですけど、米、水稻農家はやっぱり自分で価格は決められない、本当にしんどい仕事というか、分野だと思うんですよ。肥料も、農協とか、いろんなところで決められた高いものを買って、肥料、農薬、いろんなものがその分野で決められたものを使って一生懸命つくったお米を自分で価格が決められない。そういう虐げられた部分も、ずっと農家の部分には歴史的にあると思うんです。

そういった意味で、今回、浅枝議員がテレビで映ったのをちらっと見させていただきましたけども、百姓一揆に参加されて、そういう思いを中央といいますか、日本全国へ向けて発信されたということは大きな成果というか、取組だと思っています。

そういった意味で、これからデモとかそういうものが全て起こっていいというものでもないんですけども、やっぱりそれだけ農業に置かれて

る状況というのが厳しいということは、もうそういう行動に出ざるを得なかったということだと思うので、そういったところはやっぱり市の一次産業が安芸高田市にとっても大事な分野ですので、農家の皆さんと共有しながら、思いを共有しながら、農業施策というのは展開をしていかないといけないなと思っております。

午前中も言いましたけども、農家の皆さんを対象に、野菜づくりとか水稲を含めて、対話集会でそういったものもしっかりと酌み取りながら、市として何ができるか、即やることを長期的にやることもあると思いますので、そういったところも考えていきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 そうですね。デモとか一揆とか言うと、何かを否定とか批判とかするように思われる方がいらっしゃるんですけど、今回のはそういうものは一切なくて、本当に消費者の皆さんに現状の一次産業というものを知っていただきたいという思いがあってみんな集まっております。

全て誰が悪い、こうが悪いんじゃないなくて、現場の私たちも声を発しなかったし、お分かりだと思うんですけど、数字はあまり弾かない一次産業の方たち、思いでつくるという方が多い中では、そういう反省の部分もあります。

ただ、今まで起こったことをどうこう言ってもしょうがないので、これからどうやって次の世代に引き継いでいくか、そういうことを考えるという意味で私たちは動いていきたいなと思っておりますので、ぜひ安芸高田市も、そういう思いがある人たちが日本にいるんだということを皆さん知っていただいて、一つ食という部分に関して、関係ない人はいないと思います。皆さん何かしらものを食べていらっしゃると思うので、ぜひ関心を持っていただいて、いろんなことを考えていただければなと思います。

実は、広島でも来月決定しました。あまりこういうことは宣伝するのもあれなんですけど、なかなか同調していただける方がいらっしゃいません。ただ、先ほど言いましたように、私たちは日本の食を守っていくという、そういう使命みたいな部分ではなくて、本当に農業者というのは、その目の前に田んぼ、畑があれば種をまいて、家畜がいれば、生き物がいれば一緒に生活をするという生活を当たり前にしてきた人間たちです。みんなそういう人たちなんです。だから、そういうことを知っていただいて、一人でもそういう形を、関係人口じゃないです。本当に一次産業の人たちと交わっていただいて、日本という国をもっと豊かな楽しい国にしていきたいなという気持ちでおりますので、ぜひそういうところは、安芸高田市一緒になって、一次産業、主要部門で産業なので、一緒にやっていきたいなと思っております。

そういう面に対して、最後に市長にとって食というのは何かというのを伺って終わりにしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 食という生きていく上で最低限必要なことだというのは、それはもう当たり前のことなんでしょうけども、もうその食からやはりいろんなことに展開をするんだらうと思います。生きる上でのどうしても必要な、食べるだけではなくて、食というのは、それにつながるいろんな人のつながりというの出てきますし、大事な根幹だらうと思っております。ですので、やはり第一次産業というのはしっかりと守っていかなくちゃいけないだらうと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
浅枝議員。

○浅 枝 議 員 以上で私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で浅枝議員の質問を終わります。  
続いて、通告がありますので発言を許します。

10番 児玉議員。

○児 玉 議 員 10番 児玉史則です。

浅枝議員の大変力強い後だと大変つらいんですけど、通告に基づいて大枠1点質問いたします。市内公立高校の存続について伺います。

現在、広島県立向原高等学校は2026年度の入学者数が24名を下回ると、その翌年以降、生徒募集が停止となる大変厳しい状況に置かれております。向原高校には芸備線沿線から36名の生徒が通学し、芸備線の利活用にもつながっておりますし、また29名の生徒は安芸高田市外からの通学で、交流人口の増加にもよい影響を与えております。

安芸高田市としても、100万円の応援プロジェクトを実施され、地方自治体として高校の地域交流、幅広い情報発信などを支援されておりますが、残念ながら2025年度の入学者数は19名で、目標の20名には未達となりました。

広島県は、県立高等学校の在り方に関する基本計画に基づき、学校を活性化し、全校生徒数の増加を図ることを目的に、向原高等学校活性化地域協議会を設置され、安芸高田市も当事者としての立場で構成員となり、現在まで協議を続けられております。

そこで、以下4点の質問をいたします。

まず第1点目は、市は向原高等学校活性化地域協議会に継続して参加され、実施主体として活性化対策を進められてきましたが、現状の効果の認識と、来年度、生徒数確保に向けた具体的な方策を伺います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤本市長 児玉議員の御質問にお答えいたします。市では2023年度から市内の公立高校2校に対して高校応援プロジェクト補助金、そして生徒が決める100万円事業補助金を交付し、生徒の学習支援、学校の魅力化、生徒が主体となって学校や地域を盛り上げる取組の後押しを行ってまいりました。また、昨年度からは両校に地域おこし協力隊員を配置し、地域と学校をつなぎ、学校の情報発信に積極的に関わっております。

現状の効果の評価としては、生徒が主体的に関わる場面が増えて生き生きとしてきたという声や、学校だよりの定期的な刊行やSNSによるきめ細やかな情報発信がなされるようになったという声を学校関係者から聞いており、着実によい効果が現れていると考えております。

一方で、生徒募集の状況は先ほどありますように厳しい状況が続いております。なかなか結果に結び付いていないということも感じております。少子化の進行に加え、学校の選択肢が増える中で、生徒数確保に向けた特効薬というものを見いだすのが難しい状況ですけれども、効果が出ているものは継続を基本に、高校との連携をこれまで以上に密にして取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 御説明のとおりいろいろ御支援いただいておりますが、残念ながら結果が非常に結果につながっていないとか、20名に届かなかったという。

OBの方も、それから先生方も、この前初めて協議会のほうにオブザーバーとして参加させていただきましたが、白木中学校の校長先生、向原中学校、甲田中学校と、地元の学校ということで非常に興味を持っていただいて、生徒をぜひ向原高校にという発言もお聞きしました。

ただ、県教委のスタンスが地元の高校ということで、地元の高校から行かないと非常に存続が厳しいと言われておるんですが、安芸高田市や向原高校の環境というの、地元もあるんですが、市外の子もかなり来るんですね、芸備線があるということで。そういった意味で考えてみますと、この県教委というのは地元ということをおっしゃるんですが、向原高校のこの存続意義というんですかね、私は先ほど申しましたが交流人口とか、あるいは地域との連携とか、いろいろ効果があると思うんですが、市長、ちょっと何か御感想があればぜひ伺ってみたいと。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 確かに安芸高田市にある県立高校ではありますけれども、言われたように安芸高田市外からの受入れにもなっていますので、そういったいろんな面での存在価値というか、存在意義が今もこれは向原高校にあるんだと思います。

そういった意味で、芸備線の利活用にもつながりますし、こういった中で思うように生徒数が確保できないのが歯がゆいところなんですけども、今やっていただいている活動は必ず実を結ぶだろうと。爆発的に人数が増えるということはないでしょうけども、県の示す、少し緩和して60人ということになりましたので、そこに届けるようにしっかりと連携をしてやっていきたいなと思っております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 そうなんです。市外から来る子、十日市中学校、高陽中学校、落合中学校。今現在16名の生徒が通学してくれています。

これは以前からですが、向原高校の先生方が芸備線沿線の学校を訪ねられて、生徒数を確保しようということで一生懸命やられてきておったんですが、残念ながら芸備線の鉄橋が災害で落ちてしまって、一時的に通学が困難になったことによって、そこで途切れてしまって元に戻らんとというような経緯になっておるんだらうと思います。2018年だったですかね、災害があった。

今、安芸高田市も地域学校が衰退している中で、先ほど申しましたように、関係人口あるいは地域活性化、芸備線の活用ということがあるんですが、援護射撃として、JRの通学者、来年度募集に当たって、市からも一つきちっと手助けしてやろうというような援護射撃なんかも必要ではないかと思うんですが、お考えがあればちょっと御感想を伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。援護射撃というと通学費の助成援助ということなんだろうと思います。直ちにこの場で分かりましたとは言いかねますけども、いろんな支援策の中で、100万円の助成も含めて、どういったのが効果があるかというのは見直していく必要もあると思いますので、その中で支援が、通学の援助ができるという見込みが立てば、それもありかなと思いますけど、今の時点では分かりましたという状況にはありません。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 過去ですね、過去にもやっぱり空調設備なんかも支援しておるんですね。広島市内の学校がどんどんどんどん自費で空調設備を付けていると。芸北の学校はPTAもお金を持っていませんから、なかなかクーラーなんかが設置できんということで、安芸高田市から支援をしてもらったり、あるいはバスの助成をしてもらったり、結構通学なんかも支援をしておるわけです。

そういった意味では、地元の高校ということで、積極的な使用をしていただいて、新聞報道なんかもありましたから、結局生徒の確保につながってきておるんだらうと思います。

ただ、今年のもう10月、11月には生徒の進路を決めますから、もう期間がないわけですね。そうすると、例えば通学助成するにしても、来年度の募集の生徒を考えれば、もうする時間がないと。そういった意味では、先ほど市長がおっしゃいましたけども、今から考えていくというよりも、早急に答えを出して、やっぱり援護射撃していくということが必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 就学支援についての援護射撃ということですが、やはり基本は安芸高田市の行われる事業ですので、市民というか、安芸高田市の子どもに対しての支援というのは、それは判断がすぐできると思うんですけど、市外の生徒に対して安芸高田市が援助するというのはちょっとまたいろいろと考える点があると思いますので、スピード感を持ってやれという話なんでしょうけども、そこはちょっと慎重にならざるを得るところがあるのかなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 県立高校に対する支援ですから、確かにおっしゃる部分もあるので、その辺りはまだちょっと後の質問のところでやりたいと思います。

それでは2点目に入ります。高校の授業料無償化が2026年度から私立にも拡大する見込みとなっており、さらに生徒の確保が厳しい状況となります。地元高校の存在の目的の一つには、地域と一体となった人材教育、または地域が必要とする人材輩出であり、そのためには現在の市内中学校の地元の地元高校への約40%で推移している進学率の現状を少しでも高める努力が必要と思いますが、御見解を伺ってみます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 中学校では未来チャレンジ探究学習の時間を中心に、高等学校の先生や生徒に直接中学生が指導を受けるなど、中高連携を行っております。また、市内の高等学校がオープンスクールを実施する際には、積極的に生徒に呼び掛けをするよう各校に指導をしております。

こうした取組により、中学生が地元高校に接する機会をつくり、関心を持つことで進学へ少しでもつながっていけばというふうに考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 中高連携というお話でしたが、少し卒業生の人数を見ていきますと、2019年には中学の卒業生が238名おられたんですが、今年は197人、今から10年後の2035年には120人に減ってくるという数値が出ております。2019年の卒業生238名のうち、地元高校への進学者数は121名、地元への進学割合が51.2%です。その翌年の2022年には地元高校への進学率は39%と急激に減っておるんですね。それ以降、40%台で推移、2024年、それから今年と、41%の割合となっております。

例えば10年後の卒業生が120名と考えますと、今の割合で考えると50名弱しかもうおらんわけですね、地元に進学する子どもって。さらに私立への進学率ですが、2019年には11.8%の割合でしたけども、2023年には21.3%、私立への進学も非常に増えておるわけです。これにさらに高校の無償化が加わるわけですから、先ほど申しました50名弱っていうのが、これもさらにどこまで低くなるかは非常に厳しいんだと思うのですが、こういった市内の高校が非常に厳しくなると、もう10年後はこういう数字が出てくるんですね。そういった意味で考えますと、これは県立とはいえ、大変厳しい状況になると思うんですが、ここは市長、教育長の御感想を伺ってみたいと思います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 もう数字がそういうふうなのが、実際に推計というか、出ていますので、2035年には120人。それをじゃあ吉田高校と向原高校で割っても到底両方では足りないということなので、本当にこれは数字の上でももう大変なことだというふうには認識をしております。

ただ、そういった面では私学の進学無償化あるいは、無償化とかいうものが加わってくると、どうしても公立高校は厳しい。これは吉田、向原だけでなく、三次高校にしても同じことだと思います。現時点でも三次高校は定員割れになっているんだと思うので、そういった意味でこの生き残りが本当にどうすればいいかというのが、特効薬がないのでちょっと頭が痛いところではあるんですけど、そうはいっても何かの方策を考えて、活性化委員会の人とも協力しながら、もう残るは市外の人に来てもらうしか選択肢としてはないと思うんです。人口を増やすといっても、そこまで急激には増えないと思いますので、そういったところでやっていくしかないんだらうというふうに思っております。

○石飛議長 答弁を終わります。

続いて猪掛教育長。

○猪掛教育長 状況については、今、市長が申したとおりでと思います。

中学生もぐっと減ってきて、ただその中学生の進路をこうしなさい、ああしなさいというふうにこちらが決めることはできません。そういった中で、やはり先ほども申し上げましたけども、まずじゃあ向原高校、吉田高校、地元の高校に行ったらどんなことができるのか、そのことを

正しく学生に伝えていく、生徒に伝えていく。そのためには、やはり接する機会とか、そういった情報に触れる機会をしっかりと確保していくということが大切なのかなというふうに思っております。そのことを魅力と感覚、興味を持つようなそういう仕掛けというか、そういったところに少し工夫が要るのではないかなというふうに思っております。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 なかなか難しいんですけども、県の施設ですから、先ほども説明しましたけど、2019年に地元の進学が51.2%だったのが、翌年に一気に12.2%ダウンして39%になったと。これはとても、理由がないとなかなかこれは説明できないんだろうと思うんですが、何が変化があったかという、吉田高校が普通科から探究科に変わっておるんですね。非常にあのときも議論があったのですが分りづらいと。探究科って何なんやと。ところが、これは県教委が決められる。地元は全く、これは県の施設ですからそういうことになるのだろうと思うんですが、こういった急激に変化が起こっていると。御存じかどうか分かりませんが、これは市長はどういう感想を持たれますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 探究科の新設については、普通科から変わったというのは私も知っておりますし、そのときにそういった、先ほど紹介があったような議論もあったようには伺っております。ただ、その探究科を否定するものでもありませんし、過渡期の状況でガーンと落ちたんだろうというので、今、探究科の評価というのも上がってきているようには聞いていますので、探究科に関するところについては、やっぱり時間というか、実績が解決していく部分だろうなというふうには思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 恐らくおっしゃる意味合いは分かるんですが、51年戻ることは多分もうないんだろうと思うんです。普通科の頃には半数近くが行ってくれておったんですが、結局県教委の説明も不親切だったんじゃないかなと思うんですが、何が申したいかという、結局安芸高田市に高校はありますけども、県の所管なんですよね。県の決められたことを基にやっていくわけですが、10%ぐらいのやはり生徒が減ってくると、地元の高校に行く子が。その影響とか、そういうことを考えますと、やっぱり不利益が、不利益を被っているんじゃないかな。地元の人材輩出にしても。

そういったことで考えると、これまでのスタンスというのは、県立高校ですから、県に対する要望とか、そういうことは市としてはされてこなかったと理解しておってよろしいですか。これは市長、教育長、どちらでも結構です。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 県に対しては、タイミングを見てはやっぱりそういうことは多分言  
ってきておるんだと。細かくは私も把握はしていませんけども、私も就  
任して以来、県教委の方も何回か行きましたけども、その中でもそうい  
う議論になったときも言いたいことは言わせてもらっていますし、ただ  
それが、やっぱり県立高校なので市が口を出してもかなわない部分はある  
のも現実ですので、ただ所在地の市としてはやはり言わないけんこと  
も言っていないけんとは思っております。
- 石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。  
児玉議員。
- 児 玉 議 員 従来と違って、いわゆる無償化になると、取り巻く環境は大きく変  
わりますので当然変化していく必要があるんだろうと思うんですね。先  
ほど教育長がおっしゃいましたけども、やはり地元の子どもたちが行き  
たいという学校、いわゆる中学生が求める学校の姿、それから地域が求  
める、人材輩出を求めていきますから、当然求める学校の姿、あるいは  
県教委が求めるもの、あるいは国全体の環境、そういったものが変化し  
ておるといものを勘案しながら見ていくと、やはりこれからというの  
は、一般的に私立と競争となると、特徴を見いだしていかないけんわけ  
ですから、当然市としても安芸高田市としての考え方を公立高校に入れ  
ていくということが私はこれから必要になるんじゃないかと思っ  
ているんですが、これはあくまでも想像の範囲ですが、どう思われますか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 県立高校なので運営の仕方について市のほうがどうのこうの言えな  
い立場にあるとは分かっていますけど、学校を今の普通科でいいのかと  
いうのも含めて、通信学校にするのか、そういった特色のある学校にし  
ていくという提案というようなことは市のほうから県には伝えることは  
できると思いますので、普通科といいますか、吉田と向原を残すのであ  
れば、向原のほうを例えば違う形の運営形態の高校にするとかいうこと  
も考えていけるのではないかなという思いは個人的には思っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。  
児玉議員。
- 児 玉 議 員 じゃあ3番目の質問に入ります。市内2校の今年度の志願倍率は、いず  
れも1倍を大きく下回っており、今後市内の生徒数が減少する中で、公  
立高校の淘汰がさらに進むような状況になると、生徒の不利益や地域の  
衰退となり、地方創生の後退につながると思いますが、市長の御見解を  
伺ってみたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 繰り返しになる部分もあると思いますが、安芸高田市の子どもたちのためにも、地域のためにも、市内に高校があるということは重要であると捉えております。

子どもたちにとって、市内で高等教育を受けることができる環境を維持することも大変重要なことだと捉えています。また地域にとっても、将来の担い手である子どもたちとの関わりがあるということは、中学校まででなく高校まで続くということは、地方創生の取組の効果を上げる上では重要な条件の一つだと考えております。

特に近年、高校と地域の連携が生徒の探究学習を進める場面や課外活動の場面などで深まってきていると捉えておりますので、このことが高校の魅力、地域の魅力につながると考えております。

そういった意味では、今回、来週、向原高校の祭りがありますよね。ぜひ議員の皆さんも参加していただいて、盛り上げていただきたいなと思います。

以上です。

○石飛議長 以上、答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 地域にとってはとても大切なものだと思うんですが、少なくとも私が知っているのが、PTAを長らくやらせていただきましたけども、高宮高校がなくなって、それから白木高校がなくなったんです。それを考えてみると、地域っていったいそれ以降どうなったんだろうかと。これは、市長は高宮町ですから御存じとは思いますが、高宮高校がなくなった影響と、その地域に与えた影響というか、何か御感想があれば伺ってみたいと。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 高宮高校が分校だったときとか、最終的になくなるという経路をたどっております。私も、その頃はまだ関わっていないといいますか、ちっちゃかったと言ったら変ですけど、まだ学生時代でしたので、特にそう、どうのこうのいうのは思っていませんけども、今となって思うと、やはりあるとないとで地域の活性化には違うんだろうなという、山の上に今も校舎が残っていますが、立派なのが。そういったのを見ると、やはりここにあればなという思いはします。

○石飛議長 以上、答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 感情論ですけどね、寂しくなりますよね。あればいいと言ったら、人口減少、少子化になると、やむを得ん部分もあるのかなと思いますが、非常にそういった意味では地域がやはり寂しくなっていく。

先ほど市長もおっしゃいましたが、近隣市町の2025年度の志願倍率、

三次高校は先ほどおっしゃったように1倍を切っておると。三次青陵だけですかね、1.15倍。それからあと可部高校、高陽高校、これらも1倍を切っていますね、この近所の学校で言うと。さらに市長の母校、新庄高校でさえ、私立ですけども、120名の募集に対して、ここ近年3年ぐらい全部100名を切っておるんですね。

そうなると、人口減少、それから高校が無償化、これは私立も交えた近隣市町の公立高校との競争が大変激化するんだらうと思うんですね、取り合いが。そういうことがちょっと想定されるんですが、いかがでしょうか、この辺の見通しって。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 見通しということですけども、先ほど来あるように数字を見ても厳しいということしか言わざるを得んと思います。ただ、厳しいだけで終わっておってはまた前には行けないので、できることをやるということしか今はないのだろうというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 県立高校なので非常につらいですよ。前回質問しました県道と一緒になんですが、所管が非常に違うというところで。

4番目の質問に入りたいと思います。持続可能なまちづくりには人材教育と地元が必要とする人材輩出は必要不可欠です。今後、私立との競合は避けられない中で、公立高校の役割の見直しは避けて通れない課題となり、地元自治体としても、県所管の教育施設とはいえ、求められる高校の姿をつくり上げ、積極的に関与していく姿勢が求められると思いますが、市長のご見解を伺います。これは最後の質問になりますけども、もう一回そのところよろしく願いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 繰り返しになる部分もあるかもしれませんが、私立高校や近隣の公立高校との競合がますます厳しくなるというのは現状だと思います。その中で、本市が求める高校の姿はやはり子どもたちが通いたい学校、通わせたい学校になることだと思います。

県立高校ということで、市が関与できる部分というのは当然限られてくると思いますが、安芸高田市でなくては得られない学びの体験、あるいはできる環境をつくるのが重要ではないかと考えております。その環境の中で生徒が生き生きと学び、活動できるということになれば、子どもたちが通いたい学校、親が通わせたい学校になるのではないかと考えます。

安芸高田市でなくては得られない学びや体験ができる環境を整える

という意味では、市が行っている地域と高校の連携の推進、生徒が生き生きと活動する場づくりの支援や、向原高校で同窓会が行っている無料塾や下宿の運営、地域が行っている課外授業などは、まさにそれを意図した取組になっていると考えております。

今後も高校、地域、同窓会等と連携しながら、これらの取組による成果を積み重ねるとともに、さらなる取組の検討も続けていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 魅力ある学校ということになると、市長は先ほどおっしゃいましたが、やっぱり学科の見直しですね。特にアグリビジネス科なんか、40名募集して、今年度7名、0.18倍ですね、志願倍率が。そういったこともありますし、探究科も120名の募集に対して78名、そういったことを見ますと、先ほどさらに人数も将来減ると、生徒の数が。ということを考えて、やはり学科の見直しなんかも、これは県任せにしておく、非常に短期間に変わったときのような状態が起こってしまったりするので、県の建物というのは分かるんですよ、十分。でも地元として、やはりしっかりと遠慮なしに発言をしていかないと地元の高校がなくなっていくと。

非常に今までの過去何回か質問を、ずっとこの公立高校を質問してきましたけども、非常に県の管轄ですよ。やはり危機意識が薄いというかね、所管が違いますよって答えなんです。だけど、それをやっていると、最終的には子どもが減る中で公立高校がなくなっていくと。非常に危機感を持っておるんですが、そういった学科の見直しなり、積極的に、もう少し積極的に力強く県教委とやっていくと、そういうようなお考えはないでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほども言いましたけど、市が関与できる部分は限りがあるとは言いましたが、やっぱり芸北分校と加計のほうにしても、やっぱり地元の町がしっかりと関わっているという話も聞いておりますので、そういったところも情報を取りながら、安芸高田市としてできることをしっかりと県のほうへは訴えたりつないでいきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 先ほど来からこう話ししてはいますが、いわゆる生徒が行きたい学校、もう一つの視点で言うとやっぱり地元の視点で、例えて挙げれば、これは以前も質問しましたが、看護師不足というような課題があるわけ

ですね、安芸高田市にとっては。県北三市も、看護師の不足というのは共通の課題だろうと思っておるんですね。

県内の公立高校で、衛生看護学科、これがあるのが広島皆実高校の衛生看護学科だけです。これは40名の募集なんですけども、志願倍率がいつも1割を超えて1.68とか、非常に競争率が高いんですね。ここは看護教育を実施する県内唯一の学校になるんですが、5年間で一貫看護教育、これをやってきて、実践校なんですね。そういった意味合いで言うと非常に競争率があって生徒が多いんですが、こういったところを、地元の当然求める学校の姿というのは一つになるんだろうと思うんですね。寮なんかも設置したりして生徒を集めてくるとか。

結局、公立高校が地元の持続可能なまちづくりに協力していくと、そういう人材輩出をしていくと、そういったことも考えていく必要があるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。これ例え話です。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 紹介いただいたように、やっぱりまた僕と同級生も看護科のある皆実の方へ行きましたけども、皆実しかないという状況もあります。ただ、県北に公立高校で受皿がないというのは、現在そうだと思います。

ただ、三次に看護の専門学校ですかね、ああいうのがあったり、そういうバランスもあるので、ただメニューを変える中の一つの案としては、看護の衛生を誘致するというか、つくっていただくという要望も一つの手ではないかなという思いはしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 いろいろ議論してきましたけども、結局のところ高校の無償化がスタートするというのは、この影響というのは、公立高校というのは、当然中学校も小学校もそうですが、教育基本理念に基づいて目指すべき理想像や方向性と、こういうものを語ってきておったわけですが、やっぱりある程度の合理性というのが今後は入ってくるんじゃないかと思っていてるんですね。いわゆる競争が始まってくると。そうすると、例えば地元は今のような必要な人材を輩出してもらいたいと考えると、やはり地元自治体としては、ある一定の投資という考え方もできるんだろうと思うんです。

そういったこれまでの教育理念に基づく考え方から、プラスアルファで、ある意味合理的配慮を考えながら、学校のほうにいろんな姿を求めていく、そういうことを県教委に対してやっていくと。そこらの変化が必要じゃないかと思っているんですが、これいかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 おっしゃるとおり県のほうへ要望していくということになりますと、地元の自治体としての相当の覚悟と準備をして話に臨まなくてははいけないとは思っております。ただつくってくれ、ああしてくれと言うだけではいけないと思いますので、そういった動きをするときにはそれなりの自治体としての覚悟を決めて臨んでいく必要があると思っております。以上です。

○石飛議長 以上、答弁を終わります。  
児玉議員。

○児玉議員 そういう具合に、今から、これから先というような教育、高校の無償化によってどういう影響が出るのかまだよく分かりませんが、当然都市部とは違って、いわゆる中山間、北部地域というのは大変厳しい環境に置かれると。

そういった意味では、これまでの考え方じゃなくて、ある意味腹をくくって県と話をしていくと、私はそういう覚悟が必要なんだろうと思うんですね、地元の自治体のトップとして。そこらの心構え、心意気、ひとつ最後に伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤本市長 覚悟ということですが、県立高校を2つ抱えている自治体ですので、その方向性をこれからしっかり議論してやっていくということになれば、学校を含めて県と交渉なりに当たっていきたいと思っております。以上です

○石飛議長 以上、答弁を終わります。  
児玉議員。

○児玉議員 以上で私の一般質問を終わります。

○石飛議長 以上で児玉議員の質問を終わります。  
おおむね1時間が経過しましたので、ここで会議のため、3時25分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時16分 休憩

午後 3時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
15番 秋田議員。

○秋田議員 15番 秋田雅朝でございます。本日のラストバッターと思ったら、大トリよと言われましたので、トリのほうを務めさせていただきたいと思っております。

質問は、大卒1点、関係人口の創出拡大についてということでお伺いするものでございます。質問が具体的な質問というよりも、例えば計画

の検証であったり、そっちから入るので、少し、それでも話も長いですが、長くなるかも分かりませんので、御容赦願って、お付き合いのほどよろしく願いいたします。

まず1番、関係人口の創出拡大についてでございます。

本市の現状課題として、積年の人口減少、高齢化対策があると認識いたしております。この課題における対策の一つに、これまでも取り組まれてこられた関係人口の創出、拡大があると思います。関係人口増加を目指すことは、地域の活性化、ひいては地方創生を実現する重要な鍵になるとも言われております。こうしたことを踏まえまして、次の点についてお伺いいたします。

まず1点目でございます。持続的発展計画における関係人口の取組状況についてお伺いするものでございます。

安芸高田市過疎地域持続的発展計画では、移住、定住、地域間交流、人材育成の項目の中で、現況と問題点として、今後は田園都市として豊富な地域資源を有している強みを生かし、食や体験や人々の触れ合いを通じて本市の魅力を知ってもらうとともに、関係人口も増やす取組が必要であるとされております。また、その対策を7項目掲げられておられます。この点について、これまでの取組状況についてお伺いをいたすものでございます。

○石 飛 議 長      ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○藤 本 市 長      1点目の大都市での移住相談会としては、広島県の市町合同、広島広域都市圏の市町合同で、年に2回程度、東京都内を中心に行っております。

2点目の移住者向けの補助制度としては、住居として使う空き家の大改修補助金や起業する際の支援補助金の制度を運用しております。

3点目の地域間交流イベントとしては、サンフレッチェ広島の試合のパブリックビューイングや元就の里リレーマラソンを実施しております。

4点目の高校生と地元企業、地域が一緒に活動する機会としては、高校の探究活動など、高校の特色ある活動を支援する高校応援プロジェクト補助金、高校生が地元企業を知る機会をつくる合同企業研究会を実施しております。

5点目の卒業後の就職先として、本市の企業を選択できる取組としては、市内の看護師として働く人の奨学金返済を支援する看護師等奨学金返済支援事業を実施しております。

6点目の移住に関して何でも相談できるアドバイザーの養成としては、現状はまだ実現できておりません。

7点目の地域おこし協力隊の制度の活用としては、これまで採用した28名の協力隊員の多くが地域に定着し、それぞれの立場で地域間交流等に関わってくれております。

計画に掲げた項目について、おおむね実践できていると評価してお

りますが、現状行っている取組をさらに改善するとともに、取組の幅も広げていく必要があると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

○秋 田 議 員 ただいま市長のほうから答弁いただきまして、7項目を丁寧に説明をいただきました。答弁をいただきました。

まずこの質問をしたのは、まず計画期間が、この持続的発展計画というのが令和8年3月31日まで、令和3年4月から始まって令和8年3月31日までの計画期間ということで、現況と問題点についてお伺いした点は、令和3年の策定時におけるものと私は判断し、令和8年度で完了ということで、あと残り1年弱ということですか。もう始まっていますから、もう1年を切りましたけども、この観点から伺っているんですが、先ほど答弁いただいたように、ほとんどができているんですが、移住に関するアドバイザーの養成、この部分が少しまだできていないということのようにお伺いをいたしました。

聞こうとしていたのは、できていない部分をあと1年間の中ではどのような取組で進めていかれ、どのような実行に移されていくのかということをお聞かせいただきたく出しておりますので、そのできていない部分について再度御答弁を、今後の考え方ですね、見解についてお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 移住に関して何でも相談できるアドバイザーというのを、例えば移住を希望される方の窓口をしっかりとつくって、そこでいろいろな経験ができる方というのをイメージしておりました。ですが、なかなかそういったことをどのような人がやっていたというのがまだ現状としてイメージができていないというところと、あとどのような形でやっていくのいいかなというのがなかなか形としてつくれておりません。

その対象に一番近いのは、やはり地域おこし協力隊のOBといったところが実際に移住をしてきた人ということで、様々な自分の経験も含めて親身になって相談できる場所かなと思っておりますので、今地域おこし協力隊のOBも大分人数が増えてまいりました。そういった取組を彼ら中心にどのような形でできるかというのが考えていく方向性としては一番よいのではないかなと思っております。まだ具体的にどのようなふうなところまでは考えが至っておりません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 できていない部分の取組も考えてはいるということなので、令和8年度3月までで結論はしっかり出ると思うんですね。

それで、また次の話をしてはなんなんですが、これが終わると、またこの持続的発展計画、この計画等につくられるのかどうかという点がまた今思っているところなんですが、先般11日でしたか、予算決算常任委員会で過疎地域持続発展基金というのを、150万円でしたか、提示されて、それから議決したのですが、当初予算も含めたら1億4,450万円等になるのですが、この基金の使い方、直接関係ないかも分かんけども、持続計画を立てる段階において、この基金の使い方というのはある意味、これは市債だったんですが、いろんな計画を立てられることに対しての基金を取り崩して対応していくのかどうか。そこら辺りが今のできていない、地域おこし協力隊がいらっしゃるという話だったんですが、そうしたところへもやっぱり充てていかれるのか、そこらは。

なぜそういうことを言うかといったら、今後やっぱり何をやるにしても予算を伴いますので、そこらの計画性がないと大変なんじゃないかなという思いで聞いておりますが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 まず、この計画が令和8年度でというふうになっておりますが、これは国の過疎法とリンクした形になっております。これは御存じのとおり期限を区切って、10年置きだとか、5年置きだとか、そのときの状況を踏まえて、過疎地域の指定とセットになって動いていくものでありますので、令和8年度のその先の部分については、国の動きを把握して、どのようにそこが変化していくかというのを見ながら計画を策定していくのか、それとも過疎地域の指定の形も、今は日本全国、大分過疎地域と言われる部分が増えてきていて、その定義をどうしていくかというふうな、その見直しの議論も恐らくこれから進んでいくはずですので、そこは見えていく必要があるかなというふうに思っています。

もちろん、その対象になりましたら、この地域をどうしていくかというところをしっかりと計画に織り込んでいくことは必要です。

それと、過疎の基金の話です。過疎の基金については、これも国の制度の中でソフト事業として実施していくもののうち、将来的に実施していくために国のほうが有利な起債を貸して、それを市のほうが利用して、将来こういう活動をやっていきたいということを実現できるように、こういう活動というのは、地域振興に資するもの、特に過疎地域の振興に資するものというふうなことで、割と幅広く設定ができるものとなっております。それを、国が定める、発行できる範囲を示していきますので、財政状況だったり、その市の人口規模だったりではそれは決まるんですが、安芸高田市としてはそれをできるだけ、その財源を将来的にわたって確保するというのは非常に厳しいというふうに今後見えておりますので、できるだけその発行がされる基準いっぱいまで借りる形で、将来的なその財源を確保しようというふうな考えでおります。

どのような事業に使っていくかということについては、今の質問の中にあった計画の中に項目として上げていく必要があります。それに見合った形で将来的に活用していくというふうなことになります。

もし仮に今後やっていく項目として新たに必要な部分があれば、恐らく何年かに1回は議会のほうにも過疎計画の見直しについてということでお諮りすることがあると思うんですけども、そういった形で必要な事業があれば追加をし、今後の取組を実現できるようにしていく準備をするというふうなことがあります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 次の質問に移ります。(2)でございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略での進捗状況についてお伺いをいたすものです。さっきは取組状況、今度は進捗状況ということでお伺いしたいと思います。

第2次安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、国が示す方針として、将来的な地方移住につながる関係人口の創出拡大が掲げてあり、そのテーマ、取組の一覧表が提示されております。その中では、具体的な事業の令和6年度の目標値が設定されています。また、令和5年度決算事務事業評価シートでは、企画調整事業の実施内容として、まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理表の記載がございます。

こうしたことを踏まえまして、この関係人口の拡大の進捗状況における所見のほうをお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の関係人口に関する取組テーマは3つあります。

1つ目は、地域おこし協力隊員制度を利用した安芸高田暮らしの実現で、地域おこし協力隊の採用数を重要業務評価指数、K P I 指標としております。2024年度の目標値、累計28名に対して27名でおおむね達成をしております。

2点目は、本市に貢献したい人を増やすで、ふるさと納税申込数をK P I 指標としております。2024年度の目標値2万件に対し6,508件で大幅に未達となっております。

3点目は、本市を応援する人を増やすで、ふるさと応援の会の会員数をK P I 指標としております。2024年度の目標値2,500人に対し1,012人で大幅に未達です。

計画に掲げた目標値に未達のものが多く、関係人口をつくる取組に力を入れていかなければいけないと評価をしております。

以上です。

○藤本市長 以上、答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 答弁をいただきましたけども、これはまず質問した経緯の中で、策定期間が2020年度から2024年度とされており、一応期間を終了しましたよと。だからこそ、余計、その結果ですね、実施機関の評価もできるのではないかという中で、3点、市長から答弁のほうをいただき、それはそれでかなりの数値になっているのだなど。ふるさと納税ですか、ちょっとこの辺りがどうなのかなとあるんですが、それはあくまでも結果なので、それでそうなのだなというふうに理解をするのですが、質問を一応具体的には上げてないのですが、質問している取組の一覧表というのをいただいております中で、本市のライフスタイルのファンを増やすということで、関係人口ですからファンを増やすということで、KPI、重要業績評価指数というので、民泊による宿泊者数という現状値、平成30年に60人から目標値720人に増加させるというふうになっております。

先ほど申しました令和5年度の決算事務事業評価シートの中で、これの創生総合戦略管理表のローリングを実施したというのも書いてございますので、その中で、コロナもございましたが、60人から720人に民泊数を増やしていくというのが大変なことでは理解できるのですが、心当たりがどのように、特に関係人口には影響してくるのではないかなというふうに思っております。

というのも、農泊も含めて、農村を訪れるインバウンドが増えているというような状況もあるので、これらも大いに注目していくべきことではないかなと。

ただ、通告が、数字のほうを通告はしていませんが、目標値ではちゃんと出ていますので、そこら辺りほどのような評価をされているかお伺いしたいと思います。

○石飛議長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 民泊の数字については、申し訳ありません、ちょっと今把握ができておりません。

○石飛議長 以上、答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 通告に基づいてということが基本なので、数値のほうは出してなかったのですが、評価シートの中でもそういうことを、民泊による宿泊者数というのが出ていたので、民泊というのはやっぱり関係人口には大きく影響するという思いで伺っておりますので、今後、この民泊、数字ではなくて、じゃあ市長のお考えとして、農泊も含めて、民泊の進め方、取組方はどのように考えられますかお伺いしたいと思います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 直ちに民泊ができる体制を整えているかというところ、ちょっとそこは難しいところがあると思います。

○秋田議員 3点目でございます。二地域居住の支援施策について伺いをしますのでございます。

国では、令和6年5月に都市と地方を行き来する二地域居住者の増加を目指す改正広域的地域活性化法が成立し、また令和7年度、国交省が二地域居住の支援を本格化し、また、既に全国でモデル事業を選定しているとの報道がございました。

この二地域居住の支援施策については、先ほど述べましたまち・ひと・しごと創生総合戦略においても関係人口に関する取組として掲げてございますが、国の事業も活用しながら本市での取組を検討していけばという思いでこの質問をさせていただいておりますが、見解について伺いをいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えをいたします。二地域居住は、本市が大都市である広島市から比較的近い位置にあることから推進しやすい地域であるというふうに思っております。今年度策定する総合計画において、関係人口の増加に向けた施策を位置づける方向になっており、施策の選択肢の一つとして検討していきたいと考えております。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 総合計画にも載せるので、検討はしていくという答弁の下に再質問としてさせていただきますけれども、少し長くなりますけれども、まず改正広域的地域活性化法、御存じだと思いますが、傍聴者もいらっしやいますので少し説明をさせていただきますと、これは地方の施設整備支援を行っていくと、国交省が行っていくというもので、この制度自体は市町村が二地域居住を増やすための施策を定めた特定居住促進計画をつくれるようにしたというものです。それから、計画に記載があれば、特例で共同のワークスペースなどを整備できるものとされています。

促進計画の内容は、地元の意向反映するため、不動産業者や交通事業者、住民らで構成する協議会で議論することが可能としたとしております。また、市町村は受入れの関連業務を担う地元NPO法人や企業を特定居住支援法人に指定でき、二地域居住の希望者にとって安心できる相談先を分りやすくするのが狙いだということだそうでございます。

この件につきましては、また後日、佐々木議員のほうで一般質問のほうの通告をされておりますので、その部分は私は避けましても、ただ、この質問をしているのは、国の事業を活用しながらこの取組をしていくというのは私の願いであり、市長も検討はしていくという答弁だ

ったので、また改めて、国交省の支援と、それから総務省でもこの二地域居住というのは支援をするようにされております。ただ、2025年度、今年度の計画だということ、なかなか現実味がないと言えばそうですが、そうしたものは国の事業は活用していくべきだという観点から、改めてその内容についてちょっと説明をさせていただきながら、市長の見解をお伺いしたいと思うのですが。

国交省の方は、自治体から特定居住支援法人に指定されたNPO法人、JA農業法人などの民間事業者が行政と連携して行う先導的な取組を支援ということで、これもまだ計画があるわけではないし、これからやっていくんでしょうが、こういうことがあるんですよということで、そういう取組計画をされるべきじゃないかなと思います。

それから、もう一点は、農業体験の場の創出など、二地域居住を促進する地域にも補助を出すということなので、ここも先ほど浅枝さんも農業に関しての関係人口の話がされました。イベントもそうだと思うんですね。そうしたところはそういうものが使えますよということです。

だから、総務省のほうはあくまでも財政支援ということで、自治体が出そうとする施策の後押しをしていきますよということで具体的に出しとってんですが、情報発信や居住体験といった事業を後押しするために経費の5割を特別交付税で手当をすると、それから二地域居住に関心を寄せる人に対応するために相談窓口を設置したり、それから現地コーディネーターの採用とか、そういうことはうたってつてんですね。その二地域居住に大事な部分はここから入るんだと思うんですね。相談事業として、相談窓口があったり、それからいろんな意味でのコーディネーターをつくっていくということに取り組む覚悟から次の段階へ進めるのだということで、たらの話になるかも分かりませんが、ぜひともこうしたものを活用して二地域居住施策を進めていただきたいと思うのですが、見解についてお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 国のほうもそういった様々なメニューを用意してくれているということは承知をしておりますので、担当課のほうもその選択肢の一つとしてこの総合計画策定と同時に取り組んでいくという立場でおりますので、先ほど御提案いただいたように、取り組めるものを有効活用していきたいなと思っております。  
以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 取組を検討されるということで、もう一点ほど、これは他市の参考事例がもうあるところがあるんですね。ちょっと意味合いは違うのか分かりませんが、庄原市は県内で初となる支援法人指定というのに取り組ん

でいると。それから、これは山口県の下関で、そこの市長は下関に住んでいるのですが、市内の違う場所に空き家を借りて、そこに住んで、またそのよさをしっかりみんなにアピールしていくのだというようなこともされておりますし、市長は市内にいても高宮に住んでおられて、市長で言えば、吉田に借りてやるとか、反対に八千代のほうを借りてやるとか、それがいいか悪いかは別として、そういう取組をしながら出していくんですよと。

それから、鳥取県の江府町というんですかね、二地域居住促進として特定居住促進計画を、全国初の計画策定を既に行いましたと。ここは今度質問されると思うのですが、そこら辺りのところを取り組んでいるところがあるので、ぜひとも参考にしながら取組を進めていただきたいと思うのですが、答弁はいただけるでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。先ほど御紹介いただきました庄原市の件については、もう既に担当課のほうで状況を確認しておりますので、そういったところを参考に、うちでできるものを生かしていきたいなという思いであります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 次の質問に移ります。ふるさと住民登録制度についてということでございます。これは、これからの事業にはなると思いますが、何よりも先取りを含めてお伺いしたいと思えます。

総務省では、二地域居住をする人たちを登録する制度の創設に向けた検討を加速していると。これも報道がございます。近く政府が示す地方創生の基本構想で、どこの自治体の誰でも登録しやすい仕組みとし、全国で関係人口創出への機運を高める狙いがあるそうです。課題も訴える人も、声もあるそうですが、本市の将来を考えると、検討してみればというふうに思うのですが、まずは市長の見解をお伺いしたいと思えます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。ふるさと住民登録制度は、都市部に在住しながら地方との関わりを深め、地域を応援したいという方々の意欲に応えるための新たな仕組みだというふうに認識をしております。

しかしながら、まだ具体的な姿が鮮明に示されておりません。一応簡単なものは示されておるんですけども、それがどうなるかというところまでがまだ明確になっていませんので、しかしながら、関係人口の増加に資する政策の一つになり得るという認識ではおりますので、その状況

を見ながら取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 市長のおっしゃるように具体的な姿が見えないと、ただもう既に新聞報道等で報道されている内容については、恐らく総務省が2025年度中に策定するというのをうたっているから、ちょっと抜粋させていただきますと、まずはふるさと住民登録制度、今後10年の指針となる基本構想案が示されて、それからさっきおっしゃいました継続的に居住地以外に関わる関係人口を増やすために自治体がこうした人をまずふるさと住民ということで登録する制度だそうでございます。

内容的に、将来的に公的な第二の住民票を交付し、住民税を居住地と登録先の2つの自治体に分割納税できるようにし、それから地方の財源確保につながることも構想の中にありますよとされております。実際に今からのことなので確かにそうですが、この文章を見ただけでも、ひょっとして財源確保、いいんじゃないかななんて思うこともあるわけで、検討する価値は私はあると思います。

何にしても先ほど言いましたように、課題を訴える声というものもあるんですね。これが何かといたら、人々奪い合いの懸念があるんですよ。というのが何かというと、登録者が増えても地域に恩恵があるわけではない。さっき財源確保の話があったんですけど、地域に恩恵がない。それなら、アプリの登録者を増やす目的になれば役所の仕事が増えるだけ。全くそれは迷惑な話ではあるかも分かりませんが、そういう懸念があると。

それから、登録者だけが注目され、今度は移住者の奪い合いではなく登録者の奪い合いになるのではないかと、違う方向の奪い合いになってしまうんじゃないかという懸念がある。ここらはもう完全に懸念として挙げられているので、この検討する段階には考慮していかなくちゃいけない部分だと思います。もちろんこれは私の思いであって、市長も検討するときにももちろんこれを参考にさせていただきたいと思うのですが、せっかく再質問の形で言わせてもらっておりますので、見解のほうをお伺いしておきます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 このふるさと住民登録制度というのは本当に面白い取組になるだろうと思います。しかしながら、先ほど紹介されたように、住民税についても案分するとか、ふるさと納税と同じ部分があります。ふるさと納税も安芸高田市に寄附してもらおう分と同時に、安芸高田市の市民の方が他の市町に納税されている場合は、相当数の金額がまた逆に安芸高田市から出ていっておるといふ現状もあるので、そういった部分がこのふるさ

と住民登録制度にもマイナスの部分も若干出てくると思いますので、その辺は今からまたしっかりと研究をして情報も出てくると思いますので、今出ている情報だけではあまり判断がちょっとつきかねるところがありますので、そこはしっかりと担当課とも研究しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 次の質問に移ります。5番目ですね。大阪・関西万博への合同神楽団の出演について、今後の展望を伺うというものですが、まず万博への出演は、安芸高田市の神楽、ひいては広島神楽、ひろしま安芸高田神楽です。その魅力をこれこそ世界に発信することになり、大変喜ばしく、名誉なことと私は称賛させていただきます。もちろん皆さんも思っていると思います。

この偉大なことを本市の今後に生かすことで、関係人口の創出、拡大につながると思いますが、もちろん今まで神楽でそういう取組は十分されてきたのですが、今回は、万博は世界ですのでもっと広い範囲になりますけれども、これはいいことがあると思うんですが、市長、そこら辺りの見解についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。この大阪・関西万博でのひろしま安芸高田神楽の公演ですが、関係人口の創出拡大に大きくつながると期待をしております。

まず、多くの万博来場者の方に神楽の魅力をまずは知ってもらえること、そして先般は吉田高校神楽部の上演で、関西圏の高校の太鼓部との共演ができませんでした。また万博で大きな成果となったのは、伝統芸能でのつながりとして徳島市の阿波踊りと神楽の融合ということです。伝統芸能の融合はもちろんですが、この取組を通じて人と人が融合し、より深い関係を築くことができました。5年先、10年先にこの融合した芸能がさらに成長することで、両市の関係をさらに深め、新たな展開も期待できる取組となっていることなど、十分な成果があると感じております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 伝統芸能の融合ということで、これからもう5年10年先にこのことが生きてくるだろうということで、ぜひともそうあってほしいし、なると思います。

ただ、ただ単にそうなるであろうだけで過ごしていくと、5年、10年、

やっぱり何か進歩がなかったなになる可能性もあるの、やっぱり何か具体的に、その後でどういうことが今度は生かせるかなというようなことは、しっかり市長初め執行部の皆さんで、とりわけ商工観光課も含めて取り組んでいただきたいというのが私の思いでございます。ぜひともこれは成功していただきながら、今後に生かしていただきたいと思います。これは申し添えておきます。

次の質問に移ります。最後の質問です。6番目、今後の関係人口の創出、拡大について見解を伺うものでございます。

今まで5点について、いろいろな点について伺いましたが、例えば、もうさっき答弁もありましたけども、次期総合計画に関係人口の増加対策を組み入れていったりという答弁もあったかと思うんですが、そのところは私は大変なことで、重要なことだと思うんです。ほかのこともいっぱいありますけども、この関係人口はこれから絶対私は大きく関係してくるという思いでおるんですね。

そうしたところで、今後の展望を市長は、今、関係人口で聞いておりますので、そこら辺りを含めた今後の展望はどのように思っておられるかお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、今年度策定をします次期の総合計画において、関係人口の増加に向けた施策を明確に位置づけをする予定であります。そして、位置づけをした上で取り組んでいこうと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 今総合計画審議会でしたか、そこでいろいろ協議もされていたりする中で、この間、5月にあった分ですかね、資料もらったら、今後のまちづくりの視点で、(2)として新たな担い手としての交流人口、関係人口の創出ということでも掲げておられて、これに取り組むんですよというのがよく分かります。

地域資源という、そこで使われてる言葉の中を見ると、郡山城、土師ダムとか、それから神楽門前湯治村等のそういうのが地域資源になるのか分かんませんが、そこはやっぱり交流人口の一番、何ていうか、活躍する場じゃないかなというふうに思うので、そこら辺りは計画に入れていただきたいと思いますが、最後の質問ということなので、私の思いのほうを少し述べさせていただきたいと思いますが。

関係人口の創出、拡大について、今回一般質問を行いました、質問した私の根本にあるのは、本市が持続可能なまちであるためには、あるいは活力あるまちづくりには、今後についてまずどう考えていくべき

なのか、それからどういう取組が必要なのかを考えると、関係人口の創出、拡大はその一翼を大いに成し得るのではないかという思いから、項目、今からのことも伺いましたけれども、そういうことでございます。

いろいろな分野において有効な施策展開を図るには、重要課題として、さっきも申しました、いかに国の考え、それから施策をうまく活用していくかが根本にあると私は思うんです。活用しながら、お金の問題が出てきたら、国の事業を活用していくのは当たり前でございます。

そうした観点で、今後の本市における施策展開について、国の方向性について、報道等を参考にしながら質問させていただいたということでございますが、ここで話したいのが、国の考えというのは今後10年間で取り組む施策の基本構想、地方創生2.0ですか、石破首相の何か肝煎りの事業みたいですけども、2.0で移住から関係人口重視への方向性にかじを切るということをはっきりうたっておられます。だから、移住後だけでも関係人口の方で地域づくりをしていったらどうかというふうに私は捉えます。

そのためには、国のほうも地方創生に数値目標というのを掲げて設定する。数値の目標のテーマに関係人口を取り上げて、具体的には、これは昔の反省かも分かりませんが、10年前に始まった地方創生、もちろん石破さんも絡んでいたと思うんですが、地方創生では、東京一極集中是正、あるいは人口減少に歯止めをかける移住施策を重視してきたということでございますが、実は今回のこの更新案にある基本構想。地方創生2.0では移住施策の文言がなくなったそうです。それで人口減少を正面から受け止めて、それから上で施策を展開するとして関係人口を重視するということだそうでございます。これはあくまでも国の見解なんですわね。

さらには、今後考える参考例として、地方創生2.0の方針を議論する新しい地方経済生活環境創生会議というのがあって、その座長があの有名な増田寛也氏、今は日本郵政社長になっておられる。変わっちゃったんですか。私が調べたのではそうになっておりましたが、その人が話されるのが、基本構想の鍵は関係人口であり、今後は人口減少を前提に、農村の再生や経済向上を目指す必要があるとされているそうです。そして、なおかつ関係人口を広げる狙いは何ですかという問いに対しては、首都圏から地方への人の流れを太くする必要があるので、ふるさと住民登録制度では、関係人口に対し公的な証明を出す。ハードルはあっても、将来的には制度にひも付けることを視野に入れるべきだと。この点は、でもまだまだ議論していかなくちゃいけないですよと。でも、そういう、この先生も考えを持っておられるということです。

最後に言ったような、これを大きなくくりで言いますと、冒頭に申しましたように、関係人口の創出拡大、これは何よりも人口減少対策の一つ、大きなくくりで言えば。だけど、その中には空き家対策があった

り、いろんな地域の活動の支援があったりということなので、ぜひともこのことを念頭に入れながら今後の施策展開を図っていただきたいということをお願いさせていただきます。答弁のほう、よろしく願いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 最後の質問ということでお答えさせていただきます。

先ほど紹介いただいたように、この間ずっと東京の一極集中打破という移住施策にかじを切っておったのが、これがうまくいかないという方向変換がこの関係人口が最近叫ばれ出した理由だと思えます。もう東京におる人を地方に移住さすんでなく、そこにおりながら地域を応援するということでの、ふるさとの二地域居住とか、全てそこから発信することだと思えます。

ですから、もうそういうふうにもかじを切り替えましたので、地方のほうもそのかじに乗っかって、そういった国の出してくる様々なメニューを有効に活用しながら、今度はそういう、住民にはならないけども、そういった交流をする中で地域を支えてもらうというまちづくりにかじを切る必要があるんだろうと思えます。

そういった意味で、今いろいろ御提案いただいたことも重々承知しておりますので、しっかりと情報を取りながら前に進めていきたいと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 以上で、私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、秋田議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、6月16日、午前10時に再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員